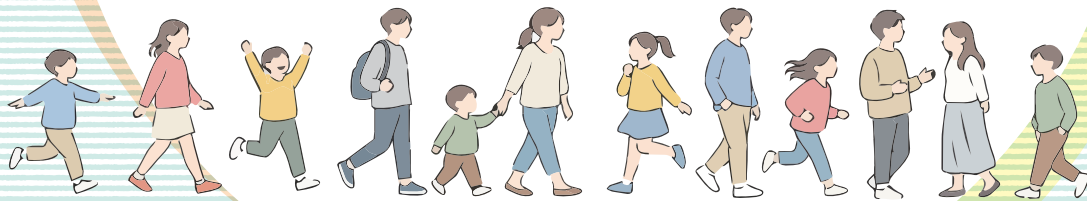


魚沼市 こども計画

令和 8(2026) 年度～令和 11(2029) 年度



令和 8 年 3 月
魚 沼 市

はじめに



我が国は本格的な人口減少社会に突入し、少子化がこれまでの予想を超えた速さで進んでいます。本市においても産業界における人手不足をはじめとして様々な方面への影響が顕在化しつつあります。若い人たちが本市を選んで住んでもらえるように、子育て環境の充実はもちろんのこと、所得の向上と安定した生活の構築に結びつけられる環境整備を分野横断的に進めていかなければなりません。

本市では、これまで子育て支援施策の推進と全てのこどもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、平成 27 (2015) 年に「魚沼市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。以降 5 年ごとに改訂し、令和 7 (2025) 年に第三期計画を策定しました。この間、幼稚園保育園等利用料の無償化、妊産婦や子どもの医療費無償化、すこやか子育て応援給付金などの経済的支援を行ってきているほか、保健師による妊婦全員訪問の実施やこども家庭センターを設置して、子育てに関する不安の軽減と支援を要する家庭に対する相談支援体制の強化に努めてまいりました。

一方で、児童虐待相談対応件数や不登校児童生徒数の増加など、こどもを取り巻く環境は複雑多様化してきています。

本計画では、「未来に向かって こども・家庭・地域の力で育ちあう魚沼 ～一人ひとりが自分らしくかがやくまちへ～」の基本理念の下、こどもの最善の利益が図られ、次代を担う全てのこども・若者が将来への希望を持って自分らしく幸せな状態で成長できるまちを目指して、地域全体でこども・若者、子育てを温かく応援するまちづくりを進めてまいります。

最後に本計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました魚沼市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケートやヒアリング調査にご協力いただきました皆様に心よりお礼を申し上げます。

令和 8 年 3 月

魚沼市長 内田 幹 夫

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
	(1) 計画策定の背景	1
	(2) 計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	2
	(1) 根拠となる法令等	2
	(2) 他の計画との関係	2
3	計画の期間	3
4	計画推進の視点	4
	(1) 子どもの権利条約	4
	(2) SDGs	5

第2章 魚沼市のこどもを取り巻く現状と課題

1	こども・若者を取り巻く現状	6
	(1) 人口	6
	(2) 世帯の状況	10
	(3) 婚姻	12
	(4) 障がいのあるこどもの状況	13
	(5) 不登校	13
	(6) 児童虐待	15
	(7) こども・若者の自殺の状況	16
2	調査結果からみる現状	18
	(1) こどもの生活実態調査	18
	(2) 若者の意識と生活に関する調査	23
	(3) こどもの意見聴取	29
3	魚沼市のこども・若者を取り巻く課題	37
	(1) 人口の減少	37
	(2) 良好な成育環境の確保	37
	(3) 自己肯定感を高めるために	38
	(4) こどもの権利の尊重と理解促進	39
	(5) こどもや若者、子育て当事者の視点の尊重	39

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と目指す姿	40
(1) 基本理念	40
(2) 目指す姿	41
2 基本方針	42
3 施策の体系	44

第4章 施策の展開

基本方針 1 全ての子ども・若者の育ちを支える環境づくり	45
1-1 こどもの権利の尊重	45
1-2 こどもの貧困対策	46
1-3 障がい児への支援の充実	48
1-4 児童虐待防止とヤングケアラーへの支援	49
1-5 子ども・若者の安全を守る取組	51
基本方針 2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	52
2-1 切れ目のない保健・医療の確保	52
2-2 多様な遊びや体験活動の推進	54
2-3 教育・保育の充実と質の向上	55
基本方針 3 こどもの健やかな成長への支援	56
3-1 教育環境の充実	56
3-2 人間性・社会性を育む体験活動の推進	58
3-3 こどもの居場所づくり	59
3-4 いじめ防止と不登校の子どもへの支援	61
基本方針 4 若者の成長と活躍への支援	62
4-1 困難を抱える若者やその家族への支援	62
4-2 若者の成長を支える支援	63
4-3 次世代を担う若者への支援	64
4-4 結婚を希望する若者への支援	66
基本方針 5 子どもを育む家庭への支援	68
5-1 子育てに関する経済的支援	68
5-2 地域における子育て支援、家庭教育支援	69
5-3 共働き・共育ての推進	70
5-4 ひとり親家庭への支援	71
5-5 障がいのあるこどもの家庭への支援	72

基本方針 6 こども・子育てを支えるまちづくり	73
6-1 子育て支援のネットワークづくり	73
6-2 子育てを支える地域人材の育成	74

第5章 計画の進行管理

1 計画の推進体制	75
(1) 庁内の推進体制	75
(2) 子ども・子育て会議	75
(3) 市民や企業等との連携	75
(4) 国や県などとの連携	75
2 計画の進捗管理と評価	76
3 こども・子育て支援事業債の活用	76

資料編

1 魚沼市子ども・子育て会議	77
(1) 構成	77
(2) 魚沼市子ども・子育て会議条例	78
2 策定の経過	80

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

わが国の令和6(2024)年の出生数は68万6,061人であり、前年より4万1,227人減少し、統計を取り始めて以降、最も少なくなりました。また、1人の女性が一生のうちに生むこどもの数の指標となる「合計特殊出生率」は1.15となり、過去最低となっています。

少子化進行の要因として、未婚化や晩婚化、経済的な不安定さや子育て費用の負担増、仕事と子育ての両立の難しさ、結婚や出産に対する価値観の多様化などが複雑に絡み合っていると考えられます。

また、少子化の進行に加え、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化、子育てに対する不安や孤立感、貧困、虐待、いじめや不登校、引きこもりなどのこどもや若者を取り巻く問題も深刻化しています。

このような背景のもと、国は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくため、令和5(2023)年4月「こども基本法」の施行とともに、「こども家庭庁」が創設されました。同年12月には、こども基本法に基づき、「こども大綱」が閣議決定され、これまで別々に作成されていた、「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めています。

「こども大綱」を勘案して作成する自治体こども計画にも、これらに相当する内容が含まれることが求められます。

新潟県では、こども施策の基本的方向性を示し、こども政策に係る県の取組姿勢等を明らかにするとともに県民意識の向上や社会全体の気運醸成を図るため、令和6(2024)年3月に「新潟県こども条例」を制定し、この条例に基づき、令和7(2025)年3月に「新潟県こども計画」を策定しています。

● 本計画における「こども」と「若者」について ●

こども基本法第2条において「こども」は、「心身の発達の過程にある者」とされています。おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を意味し、年齢による定義はありません。

「若者」については、法令上の定義はありませんが、こども大綱では、思春期(中学生年代からおおむね18歳まで)・青年期(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする)の者とされています。

「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期全体を含むことを明確にする場合には、特に「若者」と記載しています。

(2) 計画策定の趣旨

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、子育て施策の推進と全てのこどもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、平成27(2015)年に「魚沼市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。以降5年ごとに計画の見直しを行い、令和7(2025)年3月に「第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援事業を総合的に推進しています。

「第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画」による取組を継続するとともに、こども大綱が目指す全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会の実現に向けて、こども施策を総合的に推進するため、アンケートや意見聴取を踏まえて「魚沼市こども計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 根拠となる法令等

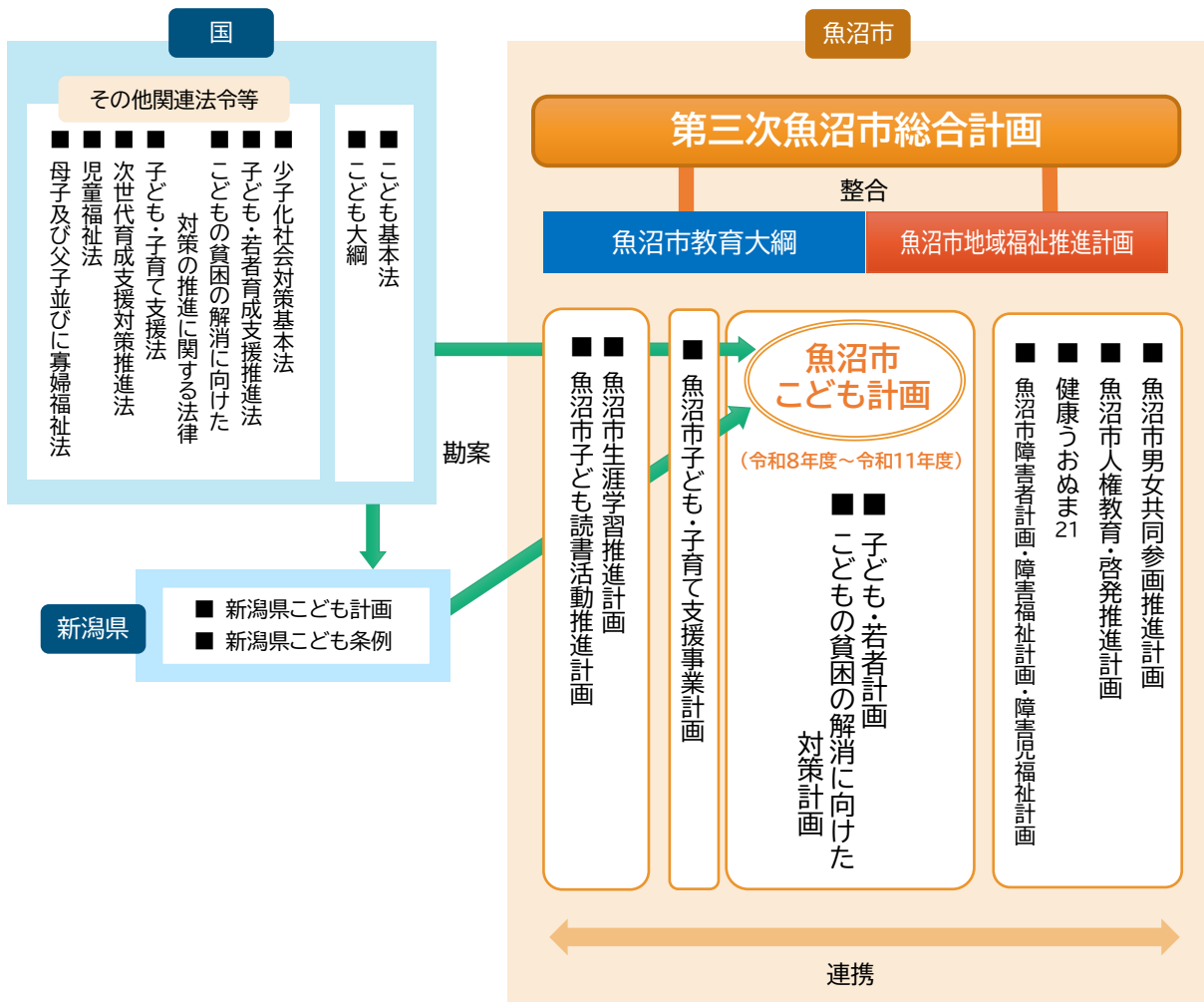
本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であり、以下の計画を包含し、一体のものとして策定します。

名称	根拠法
こども計画	こども基本法 第10条
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援法 第9条
こどもの貧困の解消に向けた対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条

(2) 他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「魚沼市総合計画」に基づく子育て・教育・文化分野の個別計画であり、こども・若者に係る総合的な計画として、国の「こども大綱」並びに新潟県の「新潟県こども計画」を勘案し策定します。

また、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業など子育て支援施策を推進する「子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、その他の関連する計画と整合・連携して推進していきます。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間とします。

なお、計画の期間中、法制度が改正された場合や社会状況の変化等が生じた場合、また、計画と実態に乖離が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

計画の最終年度には、子ども・子育て支援事業計画と一体的な計画として策定するために、計画全体の評価と見直しを行います。



4 計画推進の視点

(1) 子どもの権利条約

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中全てのこどもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。

平成元（1989）年11月20日に国連総会で採択された条約で、日本は平成6（1994）年に批准しました。現在は、196の国や地域が締結しており、世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

条約の定める様々な権利に共通する基本的な考え方は「4つの原則」と呼ばれており、日本の「こども基本法」にも取り入れられています。

子どもの権利条約の4つの原則



2 差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



3 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



6 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



12 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会ホームページ

(2) SDGs

持続可能な開発目標「SDGs (エスディージーズ) : Sustainable Development Goals」とは、平成 27 (2015) 年 9 月に国連のサミットで採択された国際社会共通の目標で、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など 17 の目標と 169 のターゲット (具体目標) で構成されています。

本市では、SDGs が誓う「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、SDGs の理念を踏まえて各施策、事務事業を推進しており、本計画においても、SDGs の視点を通して、全ての子ども・若者が幸せな生活を送ることができるよう、子ども・若者支援に関する施策の推進に取り組めます。



出典:国際連合広報センター

第2章 魚沼市のこどもを取り巻く現状と課題

1 こども・若者を取り巻く現状

(1) 人口

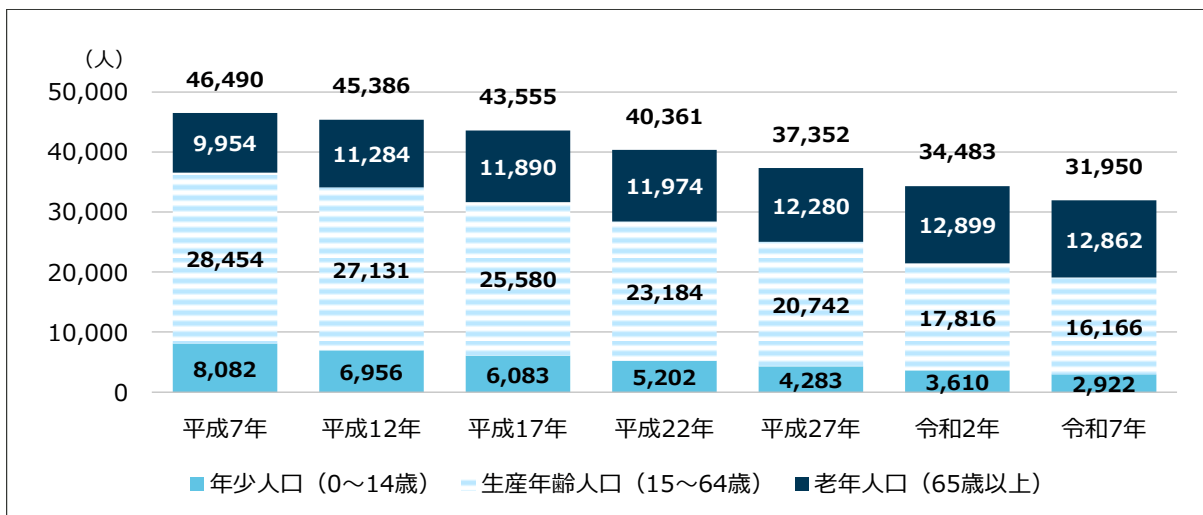
1. 年齢階層別人口の推移

国勢調査における魚沼市の人口(※)は、平成7(1995)年の46,490人から令和7(2025)年には31,950人と減少が続いています。

年齢3区分別人口の推移(P.6)及び年齢3区分人口の構成比率の推移(P.7)をみると、令和7(2025)年の総人口31,950人のうち65歳以上の老年人口が12,862人で40.3%を占めているのに対し、15歳未満の年少人口は9.1%、2,922人となっています。

年齢3区分人口の構成比率の推移(P.7)をみると、平成7(1995)年と比較して65歳以上の老年人口が18.9ポイント増加しているのに対し、15～64歳の生産年齢人口は10.6ポイント、15歳未満の年少人口は8.3ポイント減少しており、少子高齢化が進行しています。

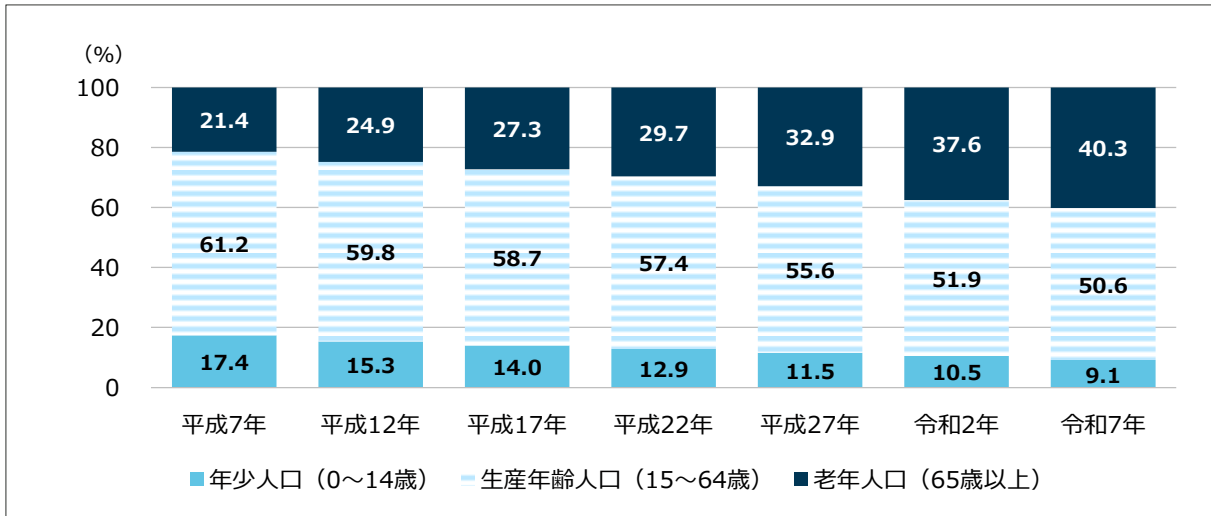
年齢3区分別人口の推移



資料:令和2年までは国勢調査、令和7年は住民基本台帳(10月1日現在)
総人口には年齢不詳人口が含まれるため、3区分別人口の合計と一致しません。

※ 平成7年・12年は「堀之内町」「小出町」「湯之谷村」「広神村」「守門村」「入広瀬村」の合計値(以下同)

年齢3区分人口の構成比率



資料:令和2年までは国勢調査、令和7年は住民基本台帳(10月1日現在)構成比率は合計が100%となるよう、年齢不詳人口を除いて算出しています。

2. 将来推計

第三次魚沼市総合計画では、令和17(2035)年の目標人口を26,000人とし、年少人口(0~14歳)を2,000人、生産年齢人口(15~64歳)を12,400人、老年人口(65歳以上)を11,600人としています。

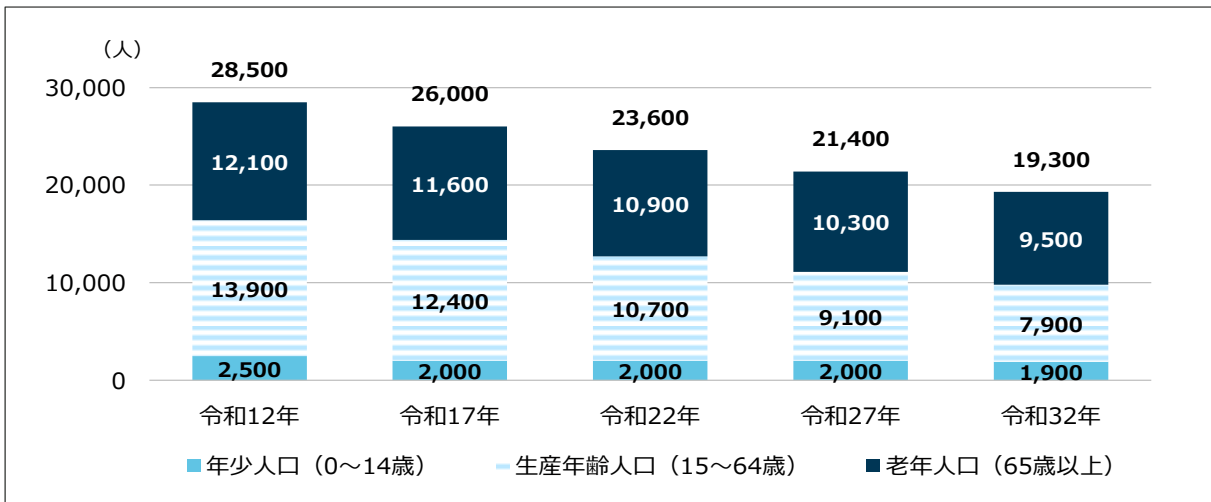
魚沼市の将来推計人口の推移

単位:人

	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
人口推計※	28,500	25,900	23,300	20,800	18,400
目標人口	28,500	26,000	23,600	21,400	19,300

※国立社会保障・人口問題研究所
資料:第三次魚沼市総合計画

魚沼市の年齢別将来推計人口の推移



資料:第三次魚沼市総合計画

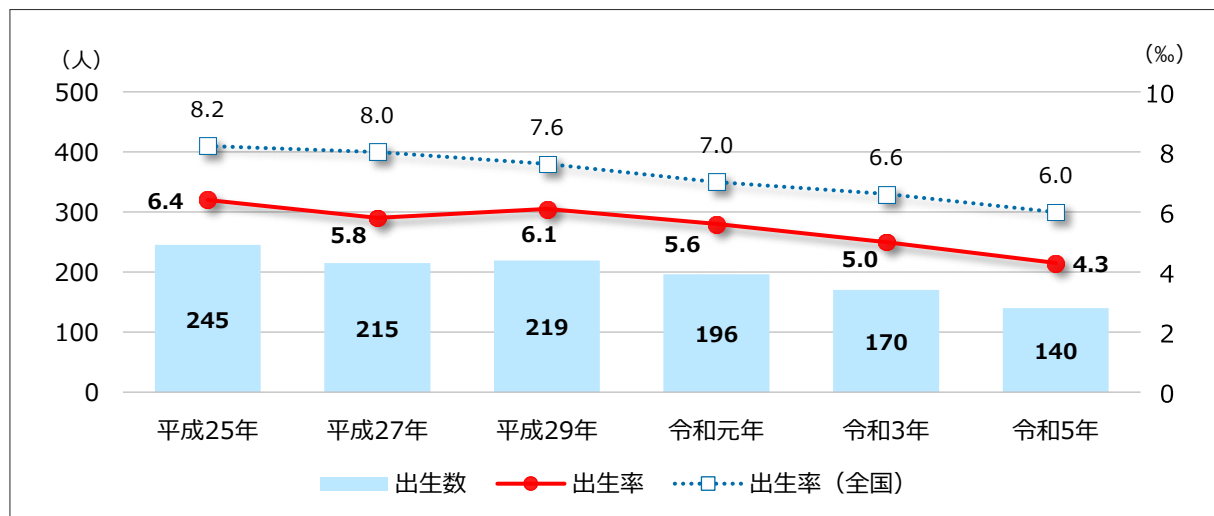
3. 出生数の推移

出生数は減少傾向で推移しており、令和5(2023)年の出生数は、10年前の平成25(2013)年より105人少ない140人となっています。

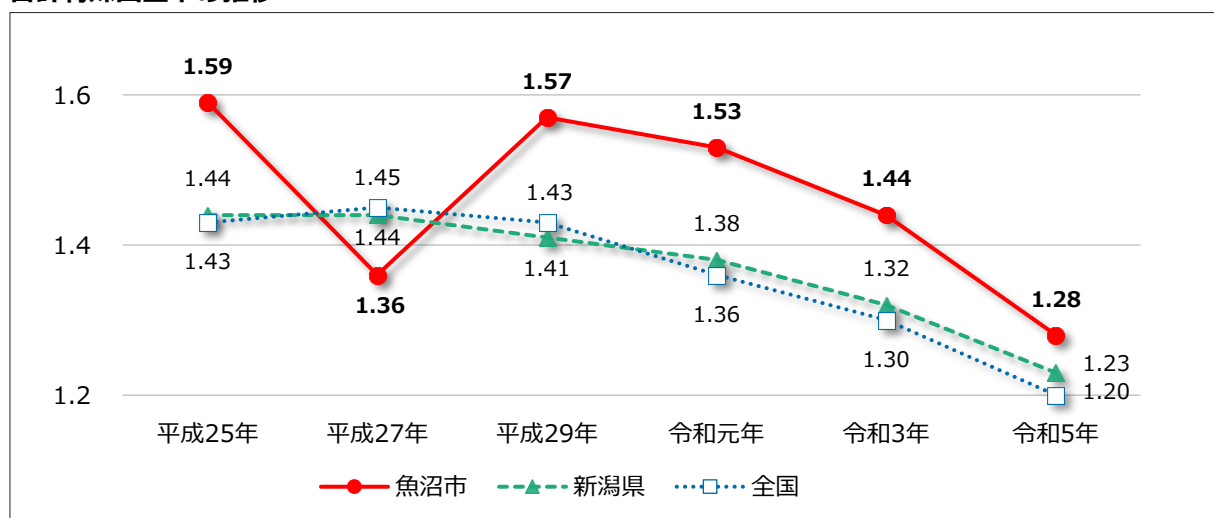
人口1,000人あたりの出生数を表す出生率は全国平均を約2ポイント下回り、減少傾向で推移しています。

合計特殊出生率*の推移をみると、人口規模が小さい魚沼市の値は年によりばらつきがあるものの、おおむね全国、新潟県を上回って推移しています。ただし、近年は減少傾向が強まっている状況です。

出生数と出生率の推移



合計特殊出生率の推移



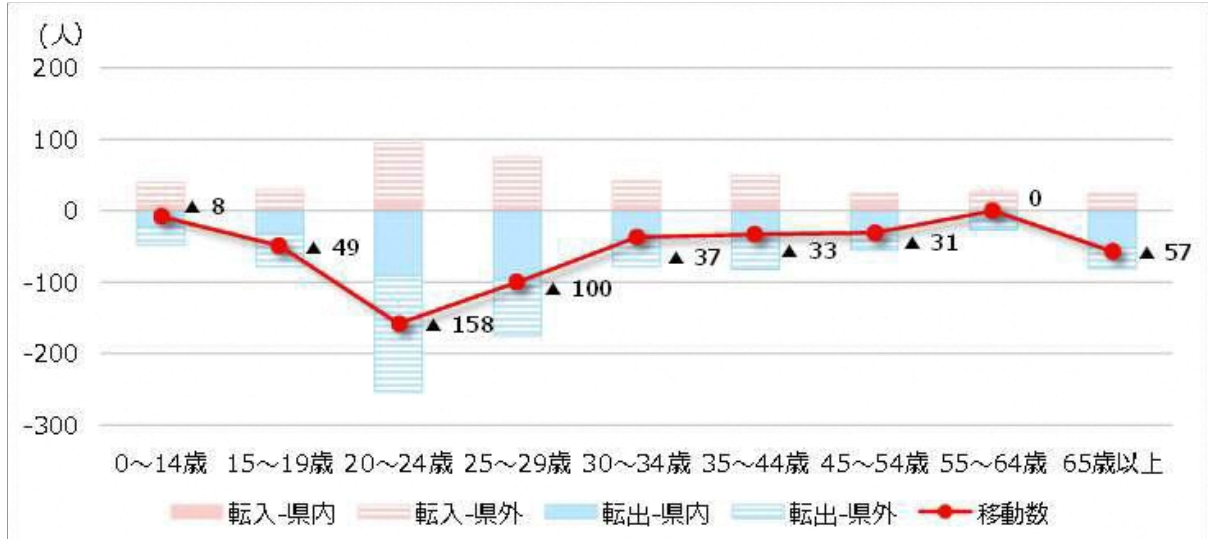
資料:人口動態統計

*合計特殊出生率:1人の女性が一生のうちに生むこどもの数を示す指標

4. 転入と転出

令和6(2024)年の年齢階層別社会動態をみると、転入者数が転出者数を上回る年齢層はない状況です。特に20～24歳、25～29歳の若者世代では転出者数が転入者数を大きく上回っています。

移動者数の推移

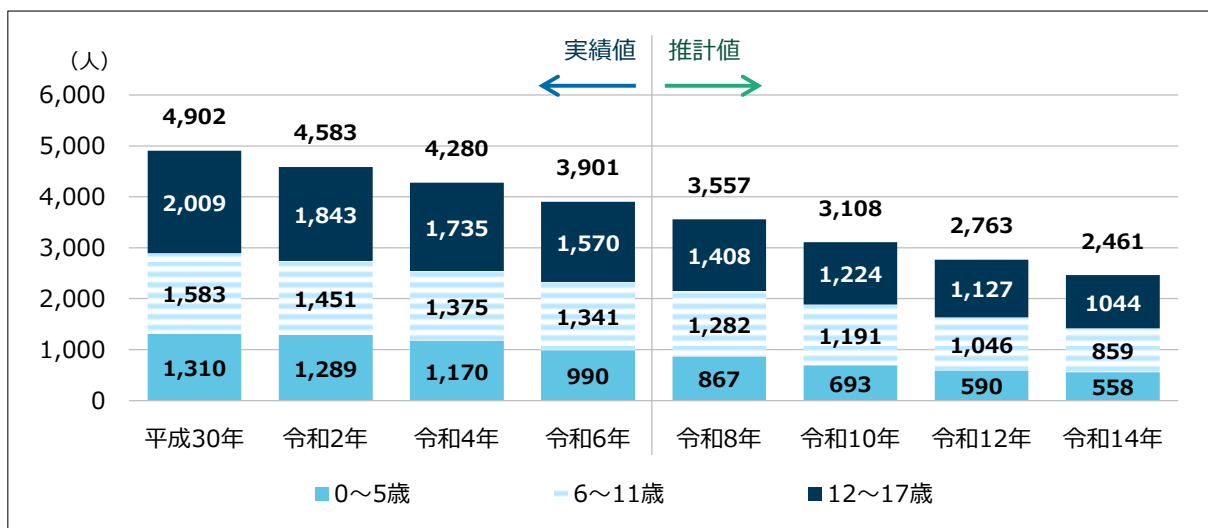


資料:令和6年新潟県人口移動調査結果報告

5. こどもの人口の推移と推計

18歳未満のこどもの人口は減少傾向で推移しており、令和6(2024)年では3,901人となっています。令和14(2032)年には2,500人を下回る推計となっています。

18歳未満人口の推移と推計



出典:住民基本台帳(各年10月1日現在)

※ 推計値は、実績値をもとに厚生労働省の生命表と国立社会保障・人口問題研究所の本市移動率より推計

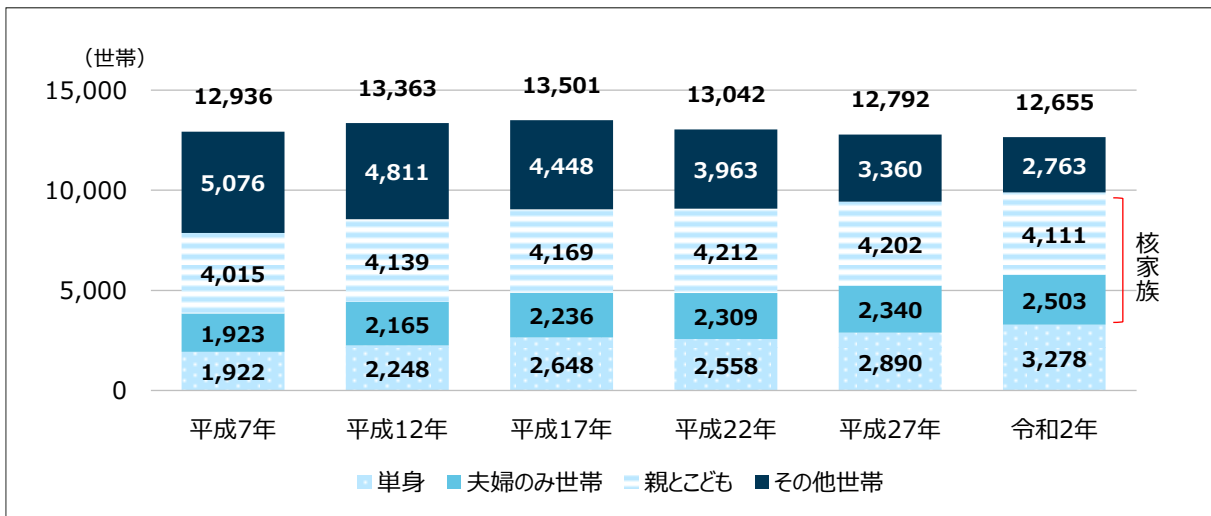
(2) 世帯の状況

1. 一般世帯の世帯類型

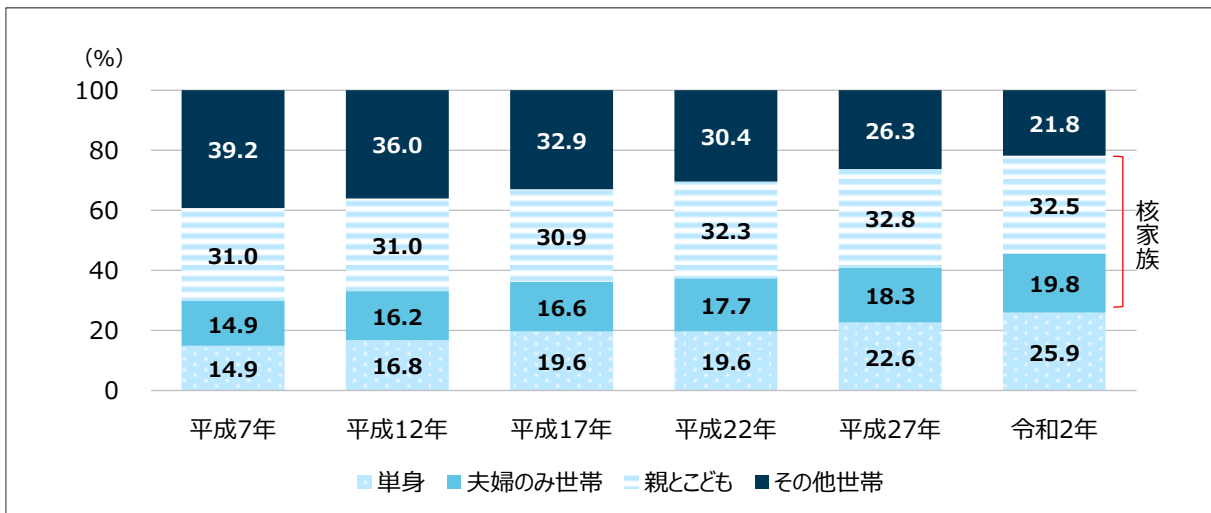
一般世帯の世帯類型別の推移をみると、全体の世帯数は平成17（2005）年までは増加傾向にありましたが、その後は減少に転じています。

世帯類型の構成比をみると、単身世帯、核家族世帯が増加する一方で、3世代世帯などのその他世帯の割合は減少し続けています。

一般世帯の世帯類型別推移



一般世帯の世帯類型別構成比率

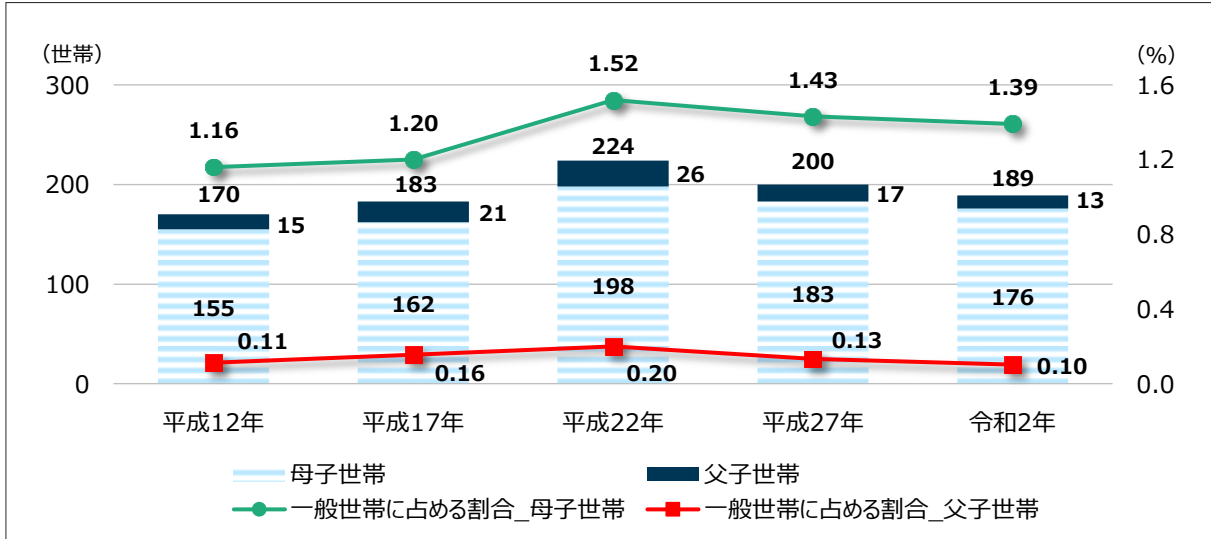


資料：国勢調査

2. ひとり親世帯

ひとり親世帯*数及び一般世帯に占める割合は、平成22（2010）年までは増加傾向にありましたが、その後は減少傾向に転じています。

ひとり親世帯数の推移

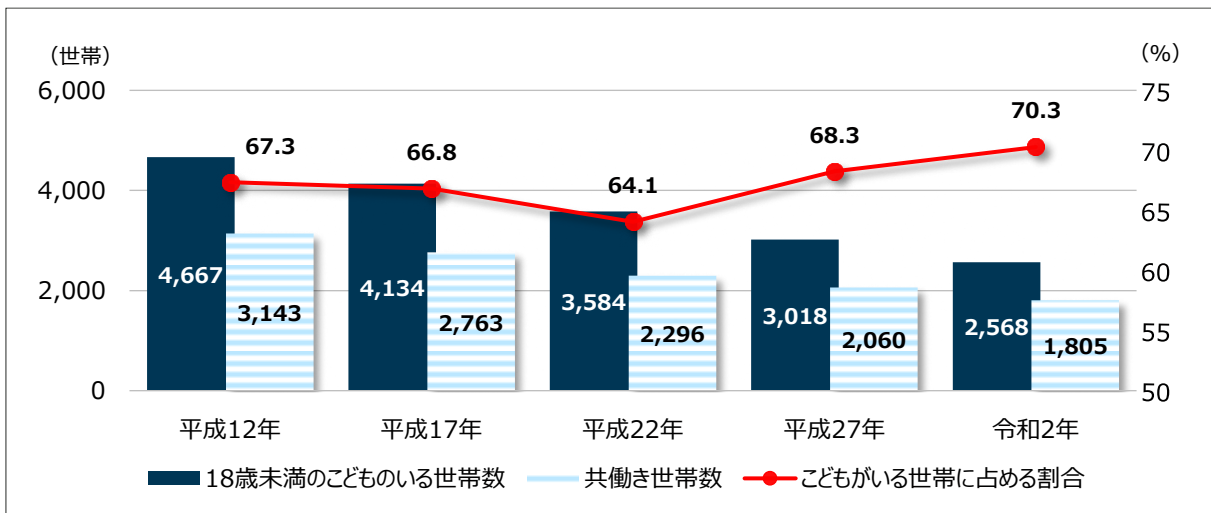


資料:国勢調査

3. 共働き世帯

18歳未満のこどものいる世帯のうち共働き世帯が占める割合は、平成22（2010）年以降増加傾向で推移しており、令和2（2020）年は70.3%となっています。

共働き世帯数の推移



資料:国勢調査

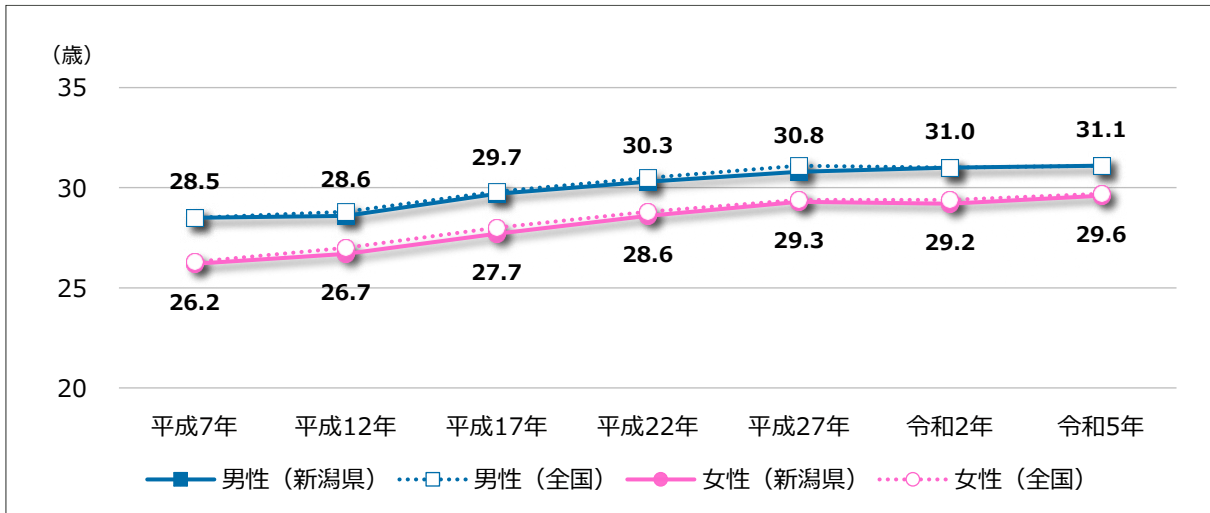
*ひとり親世帯：国勢調査における「母子世帯」とは、世帯の家族類型の「核家族世帯」に含まれる「女親とこどもからなる世帯」のうち、未婚、死別又は離別の女親と未婚の20歳未満のこどものみからなる世帯と定義しています。「父子世帯」は女親を男親と読みかえて同じ。

(3) 婚姻

平均初婚年齢の推移をみると、新潟県、全国ともにほぼ同様の数値となっており、上昇傾向で推移しています。魚沼市のデータはありませんでした。

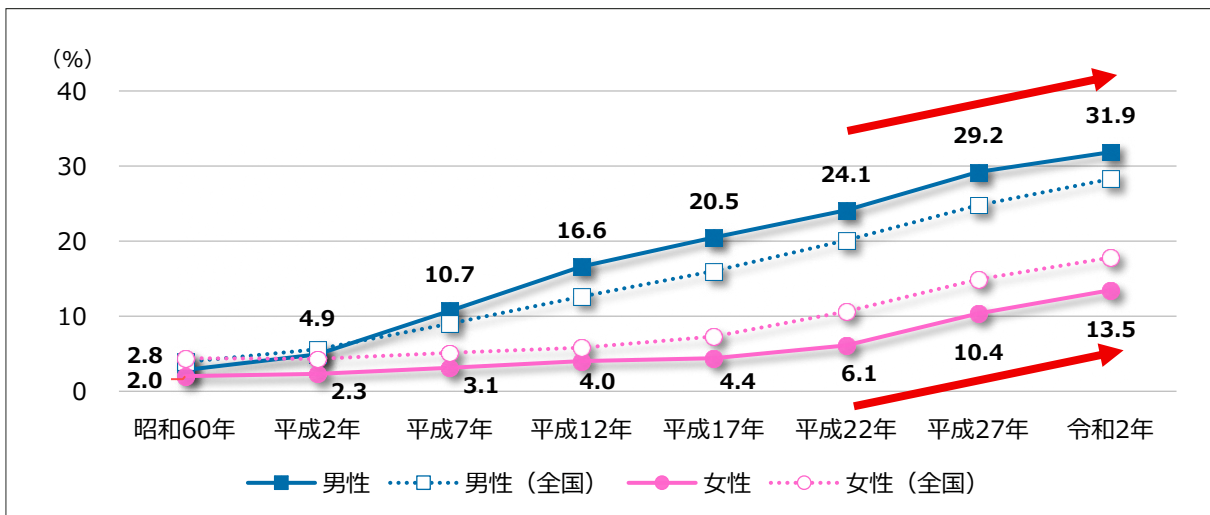
生涯未婚率*は、昭和 60（1985）年以降上昇し続けています。男性の生涯未婚率が大きく上昇していく一方で、女性の生涯未婚率は微増傾向で推移していましたが、平成 22（2010）年以降は女性の生涯未婚率も男性とほぼ同様の上昇率で高くなっています。

平均初婚年齢の推移



資料：人口動態統計 魚沼市データはありません。

生涯未婚率の推移



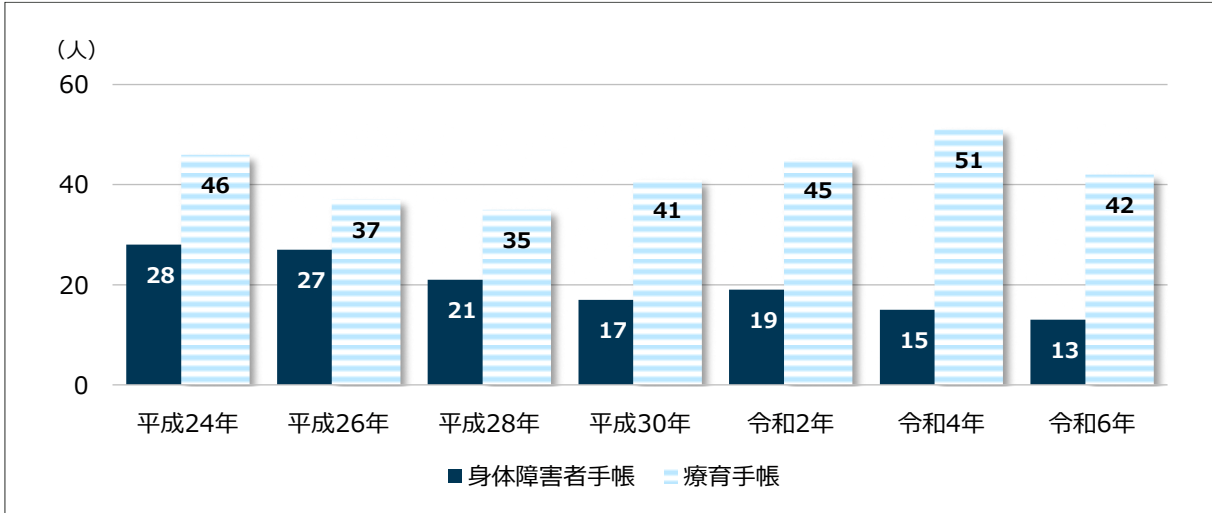
資料：国勢調査

*生涯未婚率：50歳の時点で一度も結婚したことがない人の割合。45～49歳及び50～54歳の未婚率の平均値から算出します。将来的に結婚する可能性が低いと考えられることから、生涯独身者の割合を示す指標として用いられます。

(4) 障がいのあるこどもの状況

18歳未満のこどもについて、身体障害者手帳及び療育手帳を所持している人数の推移をみると、身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあります。

18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳の所持者数の推移

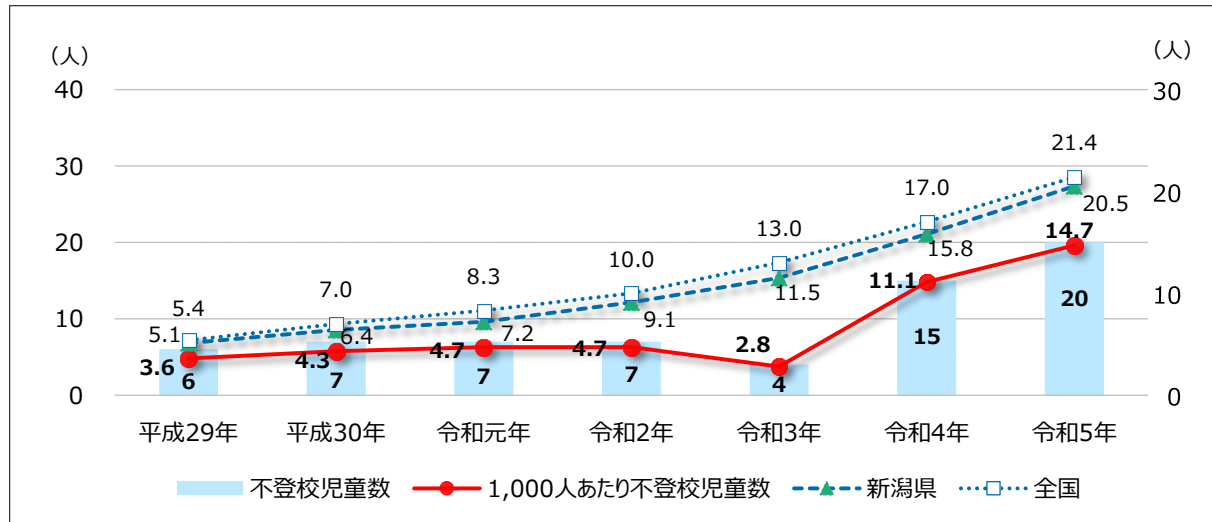


資料: 福祉支援課

(5) 不登校

不登校の児童生徒数は増加傾向にあり、小学校では令和3(2021)年度は前年を下回ったものの、令和4(2022)年度以降急増し令和5(2023)年には20人となっています。中学校では令和3(2021)年度以降急増し、令和5(2023)年には53人となっています。

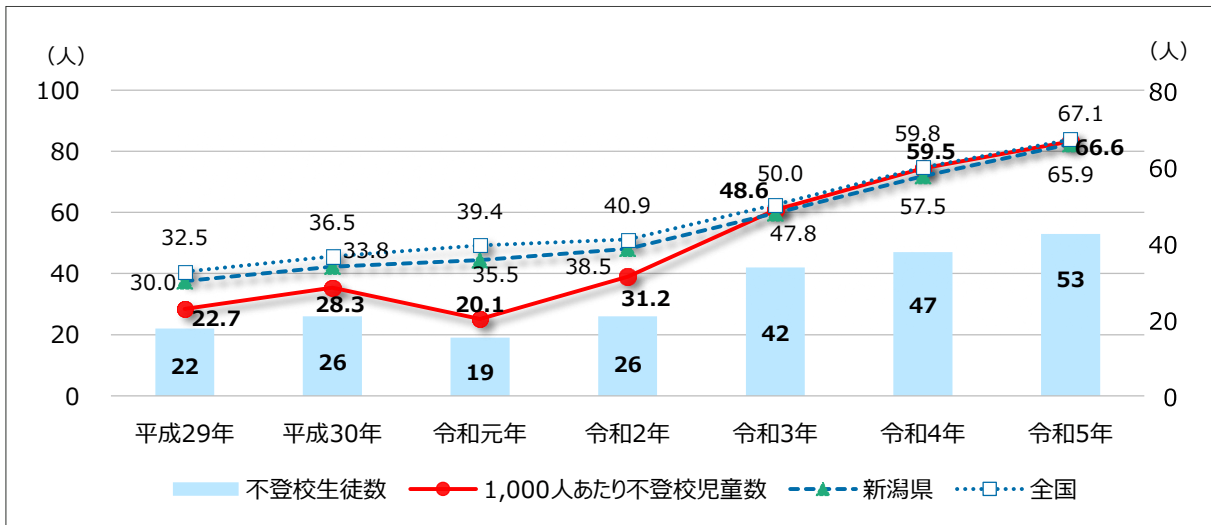
不登校児童数(小学校)



資料: 教育委員会 全国・新潟県は児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

第2章 魚沼市の子どもを取り巻く現状と課題

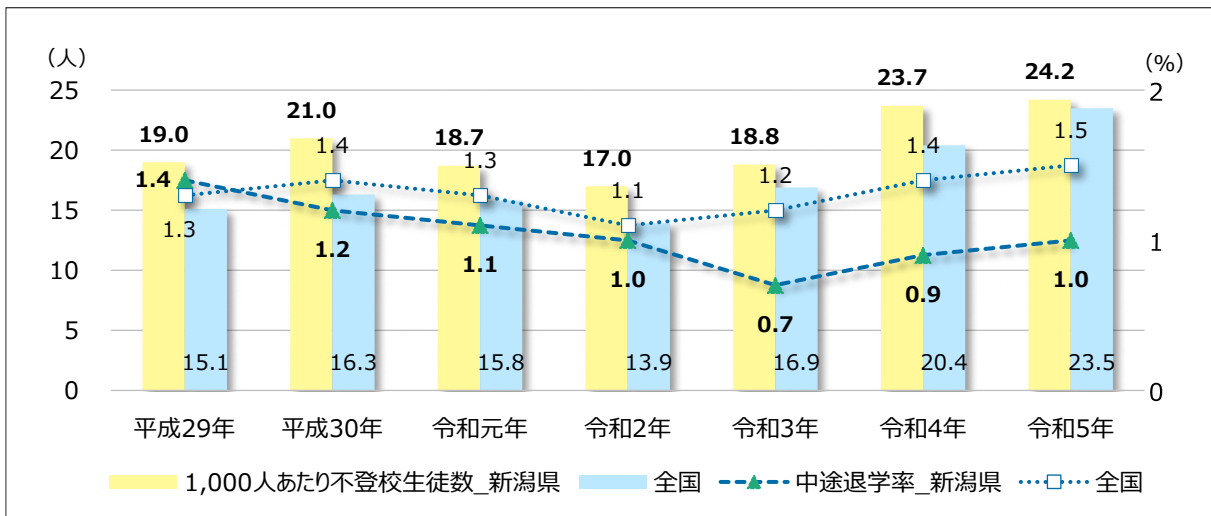
不登校生徒数（中学校）



資料:教育委員会 全国・新潟県は児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

高等学校における不登校の状況を見ると、新潟県は1,000人あたり不登校生徒数が全国平均より高くなっていますが、中途退学率は全国より低い水準で推移しています。

不登校生徒数（高等学校）



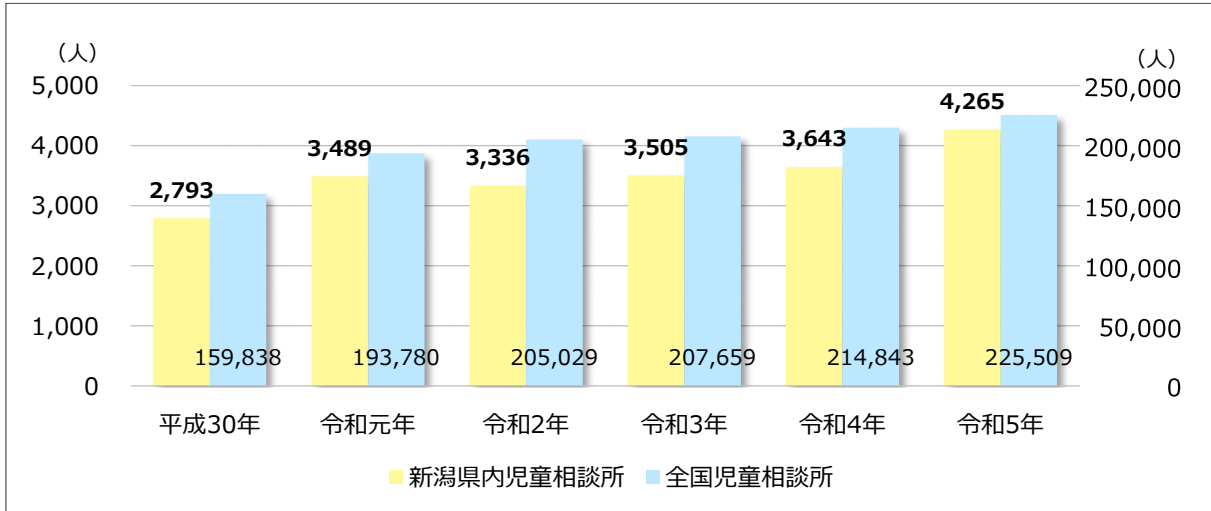
資料:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

(6) 児童虐待

児童相談所における児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあります。

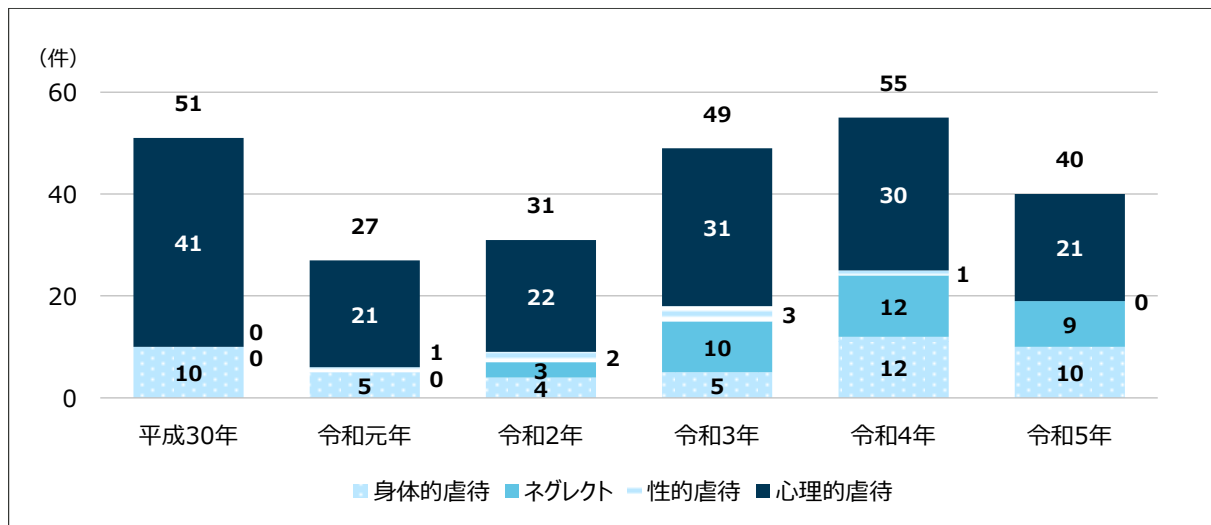
魚沼市における虐待の件数も増加傾向にありましたが、令和5(2023)年は減少しました。相談内容を見ると、「心理的虐待」の割合が半数以上を占めています。

児童相談所における児童虐待相談対応件数



資料:新潟県こども家庭課

魚沼市における児童虐待相談対応件数



資料:教育委員会

(7) こども・若者の自殺の状況

令和5(2023)年の人口動態統計から年齢階級別の死因をみると、10～39歳の各年代の死因の第1位は自殺で、40～49歳の各年代でも第2位となっています。性別にみると、男性は10～44歳において死因順位の第1位となっています。女性は10～34歳で死因の第1位が自殺で、35～59歳でも第2位となっています。

近年は自殺者数の総数は減少している一方で、児童・生徒の自殺者数は過去最多の水準となっていることを踏まえ、令和4(2022)年に策定された「第4次自殺総合対策大綱」では、「子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化」を重点的に推進するとしています。

令和5年における死因順位別に見た年齢階級別死亡数・死亡率・構成割合

● 総数

年齢階級	第1位			第2位				
	死 因	死亡数	死亡率	割合	死 因	死亡数	死亡率	割合
10～14歳	自 殺	120	2.3	25.5%	悪性新生物	81	1.6	17.2%
15～19歳	自 殺	652	12.1	50.3%	不慮の事故	172	3.2	13.3%
20～24歳	自 殺	1,195	20.8	55.2%	不慮の事故	260	4.5	12.0%
25～29歳	自 殺	1,210	20.4	51.6%	悪性新生物	223	3.8	9.5%
30～34歳	自 殺	1,185	19.9	41.9%	悪性新生物	437	7.3	15.5%
35～39歳	自 殺	1,320	19.6	29.8%	悪性新生物	951	14.1	21.5%
40～44歳	悪性新生物	1,900	25.3	27.0%	自 殺	1,570	20.9	22.3%
45～49歳	悪性新生物	3,949	44.2	30.0%	自 殺	1,935	21.7	14.7%
50～54歳	悪性新生物	7,743	81.7	34.5%	心 疾 患	2,923	30.9	13.0%
55～59歳	悪性新生物	11,102	136.5	37.8%	心 疾 患	3,978	48.9	13.6%
60～64歳	悪性新生物	17,356	234.4	41.4%	心 疾 患	5,646	76.3	13.5%
65歳以上	悪性新生物	338,319	939.3	23.4%	心 疾 患	215,325	597.8	14.9%

※ 表中の「心疾患」は「心疾患(高血圧性を除く)」を省略して表記したものの

● 男性

年齢階級	第1位					第2位				
	死 因	死亡数	死亡率	割合	死 因	死亡数	死亡率	割合		
10～14歳	自 殺	55	2.1	21.2%	悪性新生物	43	1.6	16.6%		
15～19歳	自 殺	351	12.7	46.2%	不慮の事故	130	4.7	17.1%		
20～24歳	自 殺	731	24.8	53.6%	不慮の事故	206	7.0	15.1%		
25～29歳	自 殺	810	26.7	51.9%	不慮の事故	163	5.4	10.4%		
30～34歳	自 殺	859	28.2	46.0%	悪性新生物	184	6.0	9.9%		
35～39歳	自 殺	974	28.3	33.8%	悪性新生物	379	11.0	13.2%		
40～44歳	自 殺	1,156	30.2	26.0%	悪性新生物	756	19.8	17.0%		
45～49歳	悪性新生物	1,641	36.2	19.6%	自 殺	1,438	31.7	17.2%		
50～54歳	悪性新生物	3,558	74.2	24.8%	心 疾 患	2,382	49.7	16.6%		
55～59歳	悪性新生物	5,847	143.1	29.7%	心 疾 患	3,248	79.5	16.5%		
60～64歳	悪性新生物	10,427	283.6	36.0%	心 疾 患	4,556	123.9	15.7%		
65歳以上	悪性新生物	198,141	1,267.9	27.7%	心 疾 患	100,410	642.5	14.0%		

● 女性

年齢階級	第1位					第2位				
	死 因	死亡数	死亡率	割合	死 因	死亡数	死亡率	割合		
10～14歳	自 殺	65	2.6	30.8%	悪性新生物	38	1.5	18.0%		
15～19歳	自 殺	301	11.5	56.2%	悪性新生物	44	1.7	8.2%		
20～24歳	自 殺	464	16.5	57.9%	悪性新生物	73	2.6	9.1%		
25～29歳	自 殺	400	13.7	51.0%	悪性新生物	96	3.3	12.2%		
30～34歳	自 殺	326	11.2	33.9%	悪性新生物	253	8.7	26.3%		
35～39歳	悪性新生物	572	17.3	37.0%	自 殺	346	10.5	22.4%		
40～44歳	悪性新生物	1,144	31.0	43.8%	自 殺	414	11.2	15.9%		
45～49歳	悪性新生物	2,308	52.6	48.3%	自 殺	497	11.3	10.4%		
50～54歳	悪性新生物	4,185	89.5	51.8%	自 殺	668	14.3	8.3%		
55～59歳	悪性新生物	5,255	129.7	54.4%	心 疾 患	730	18.0	7.6%		
60～64歳	悪性新生物	6,929	185.9	53.3%	心 疾 患	1,090	29.2	8.4%		
65歳以上	悪性新生物	140,178	687.4	19.2%	老 衰	136,631	670.0	18.7%		

2 調査結果からみる現状

本計画の策定にあたり、魚沼市のこども・若者、子育て家庭の生活状況や意識、取り巻く環境などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

また、保育園の年長児や小学生等を対象にこどもの意見聴取を実施しました。

(1) こどもの生活実態調査

1. 調査概要

実施内容	回答方法	実施時期	対象者	調査数	回答数	回答率
こどもの生活実態調査	インターネット	7月8日～ 7月31日	小学5年生	237件	231件	97.5%
		7月8日～ 7月31日	中学2年生	226件	209件	92.9%
		7月8日～ 7月31日	小学5年生と 中学2年生の保護者	463件	292件	63.1%

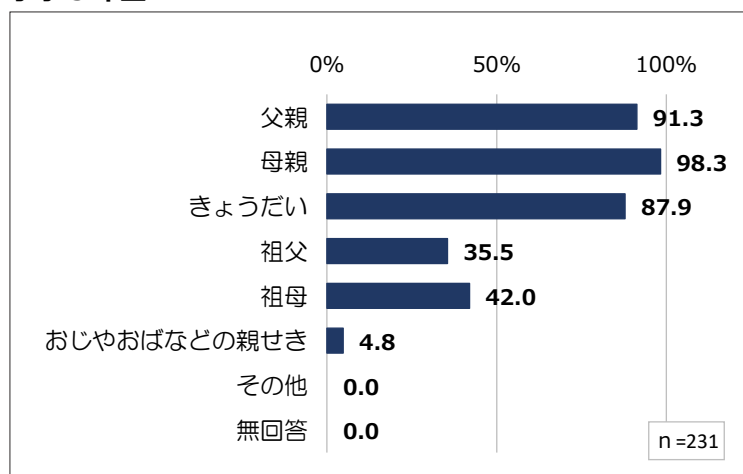
2. 調査結果概要

調査結果の詳細は魚沼市のホームページ上で「こどもの生活実態調査報告書」として公開しています。

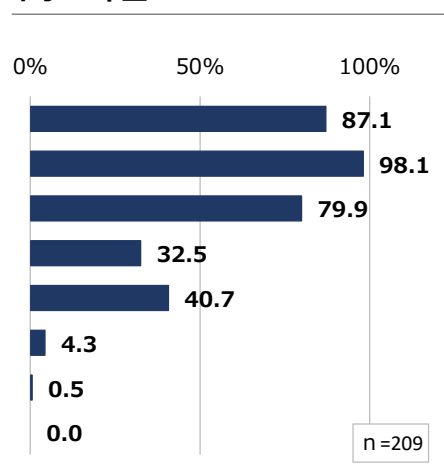
同居する家族

祖父・祖母のいずれかと同居している割合は、小学5年生は46.8%、中学2年生は44.5%となっています。

小学5年生



中学2年生

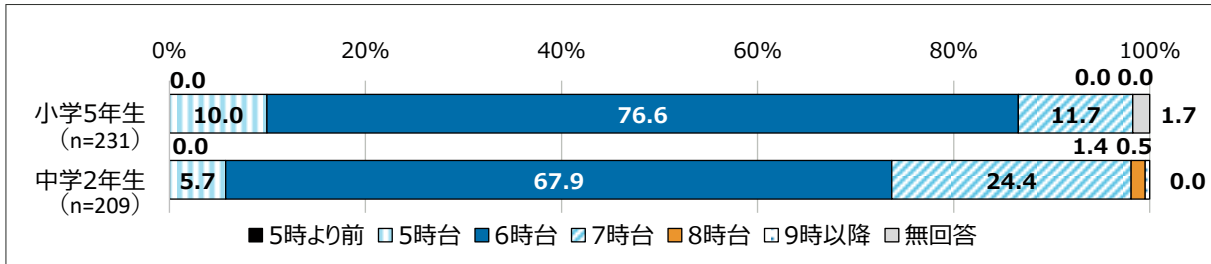


起床時間と就寝時間

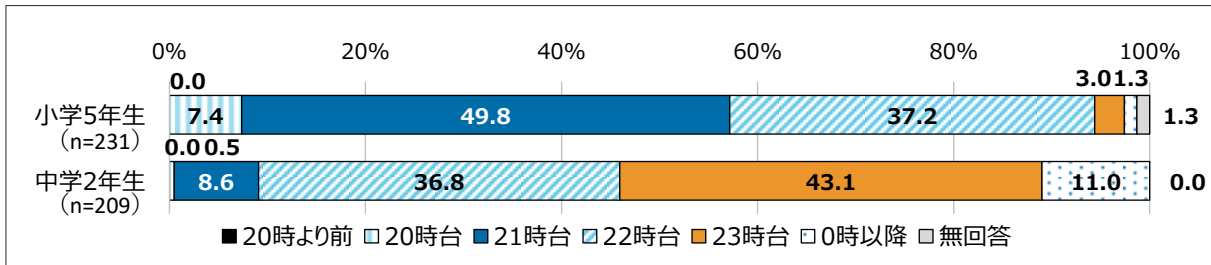
平日の起床時間の平均は、小学5年生は6:24、中学2年生は6:36となっています。

平日の就寝時間の平均は、小学5年生は21:24、中学2年生は22:48となっています。中学2年生は半数以上となる54.1%が23時以降に就寝している状況です。

平日の起床時間



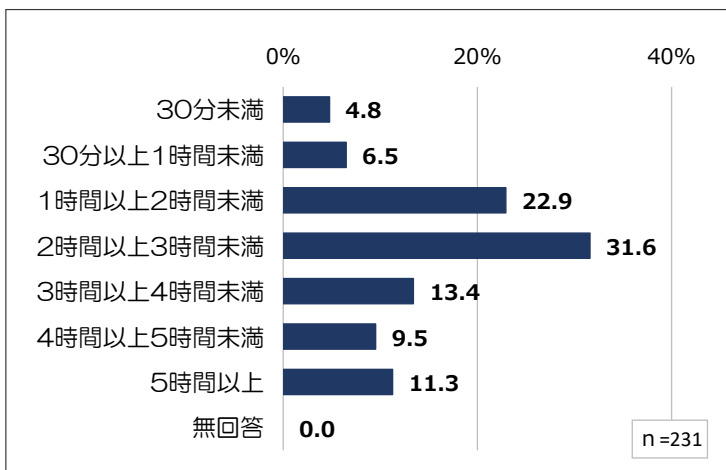
平日の就寝時間



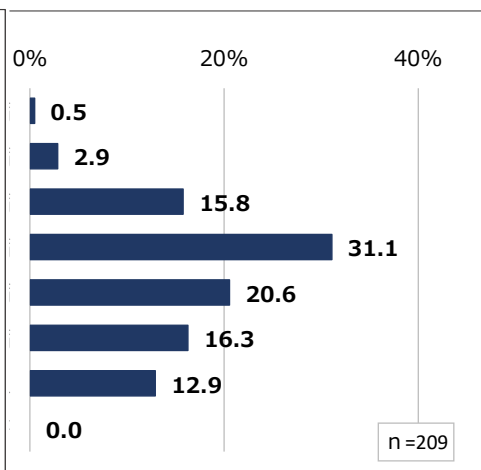
メディアの利用時間

平日の放課後（寝るまで）、学校以外でテレビ、SNS、ゲーム等のメディアを1日あたりどれくらい利用するかについては、小学5年生・中学2年生ともに「2時間以上3時間未満」の割合が最も高くなっています。

小学5年生



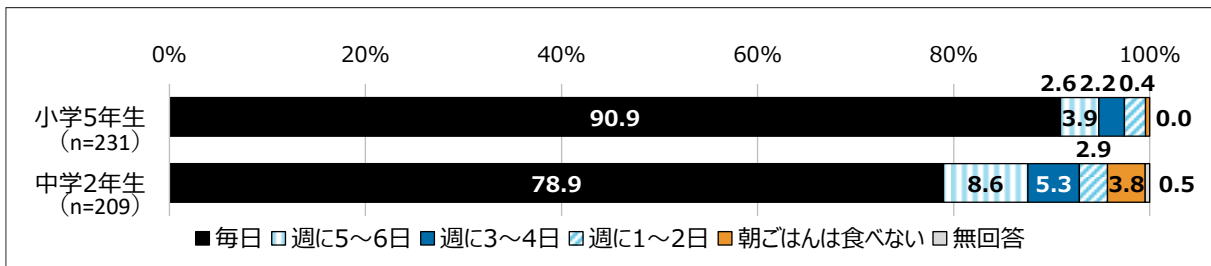
中学2年生



第2章 魚沼市のこどもを取り巻く現状と課題

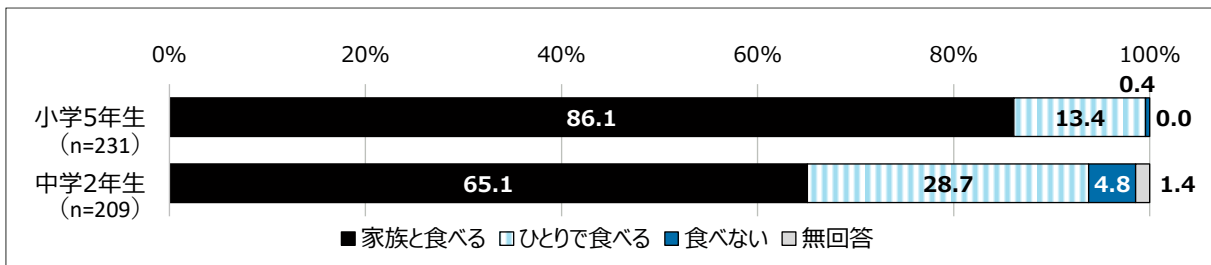
朝食を食べる頻度

小学5年生は「毎日」の割合が90.9%なのに対し、中学2年生は12.0ポイント低い78.9%となっています。また、中学2年生の3.8%が朝食を食べていない状況です。



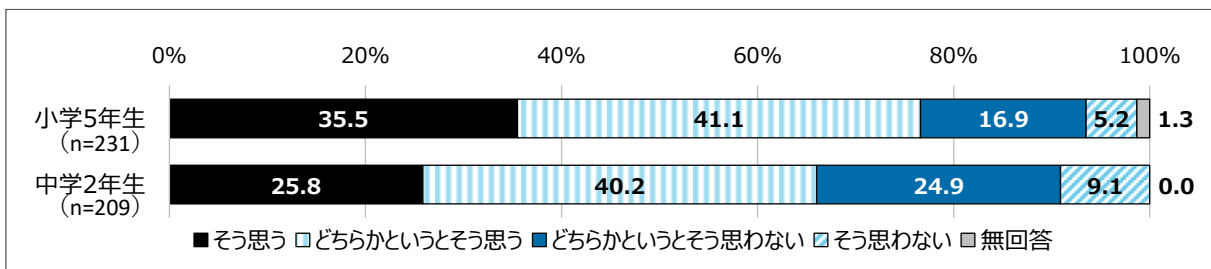
朝食のとり方

小学5年生の13.4%、中学2年生の28.7%が朝食をひとりで食べている状況です。



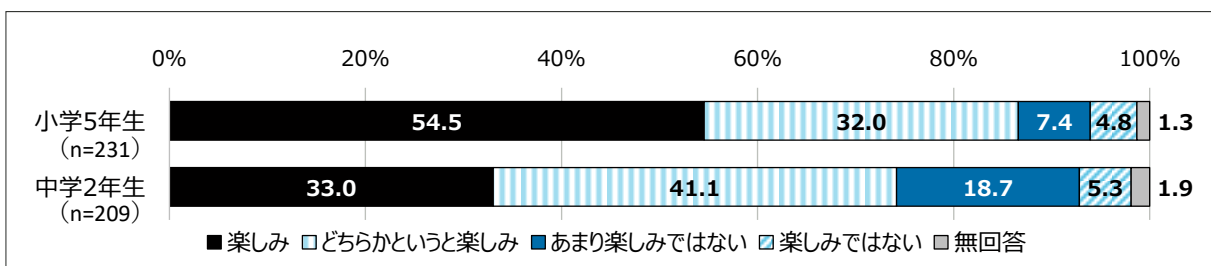
自分のことが好きか

小学5年生のほうが「そう思う」「どちらかというと思う」の割合が高くなっています。



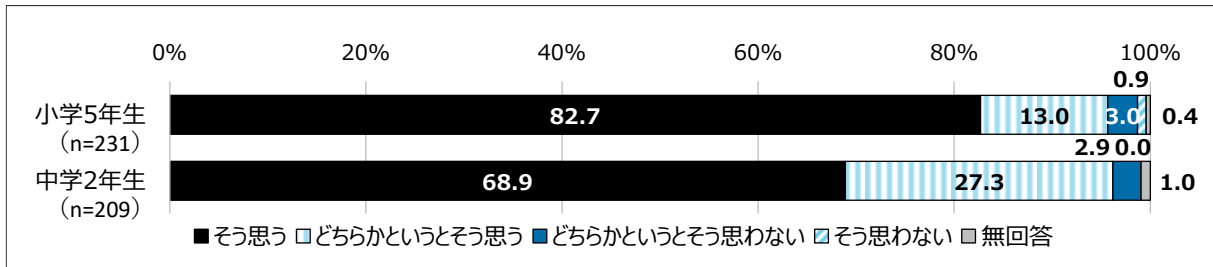
将来が楽しみか

小学生のほうが「楽しみ」の割合が高くなっていますが、小学5年生・中学2年生ともに約5%が「楽しみではない」と回答している状況です。



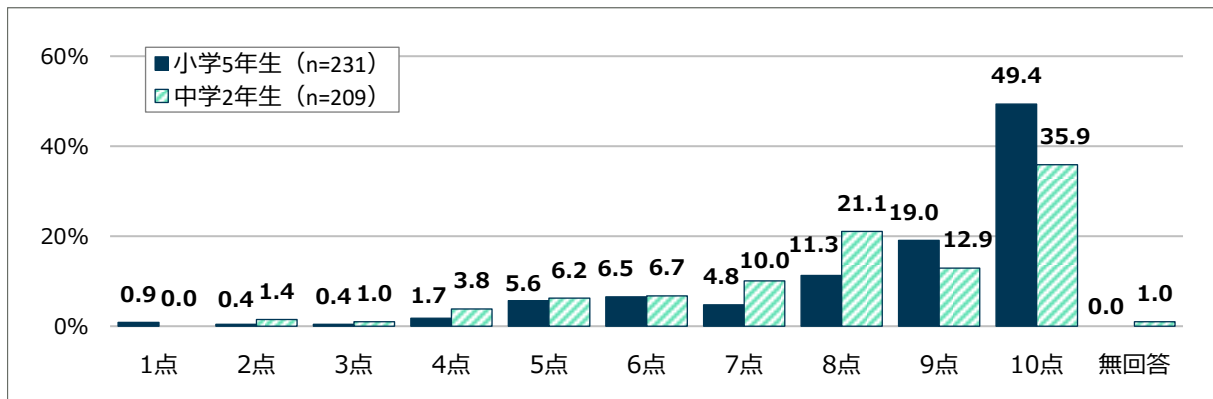
親から大切にされているか

小学5年生・中学2年生ともに「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた割合が約95%となっています。



幸福度

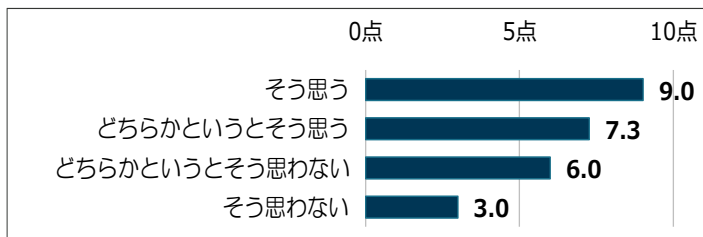
小学5年生の平均点は8.7点、中学2年生の平均点は8.1点となっています。



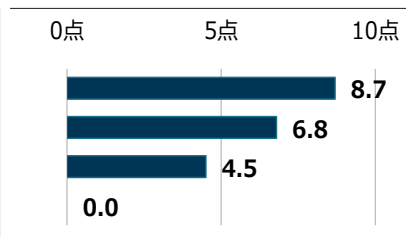
親から大切にされているか×幸福度

小学5年生、中学2年生ともに、親から大切にされていると思うほど幸福度の平均点も高くなっています。

小学5年生



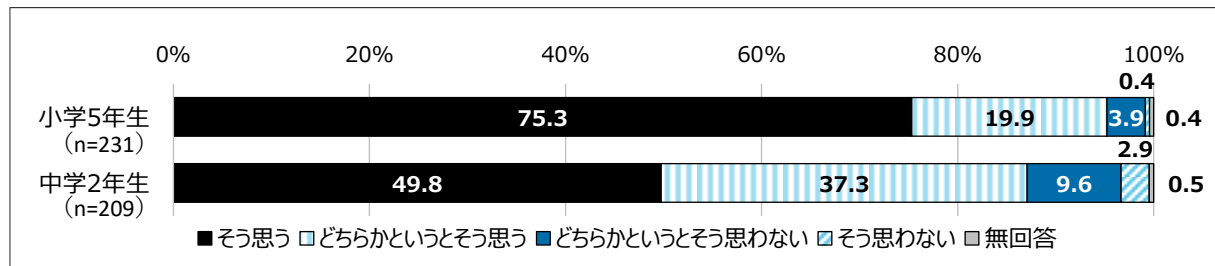
中学2年生



第2章 魚沼市のこどもを取り巻く現状と課題

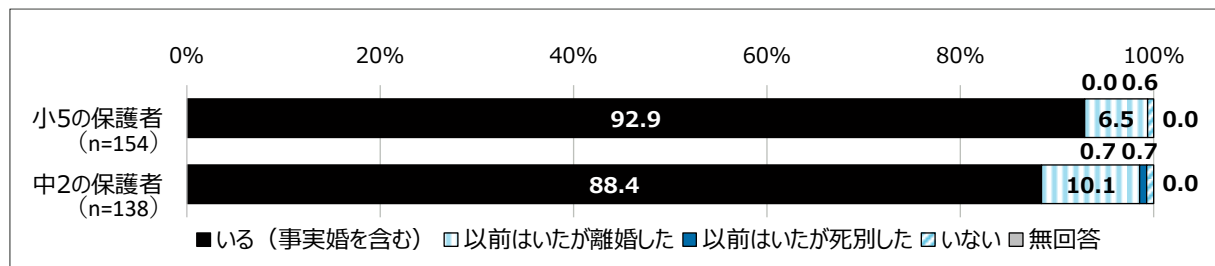
魚沼市のことが好きか

「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた割合は、小学5年生は95.2%、中学2年生は87.1%となっています。



保護者の配偶関係

配偶者がいる割合は、小学5年生の保護者では92.9%、中学2年生の保護者は88.4%となっています。



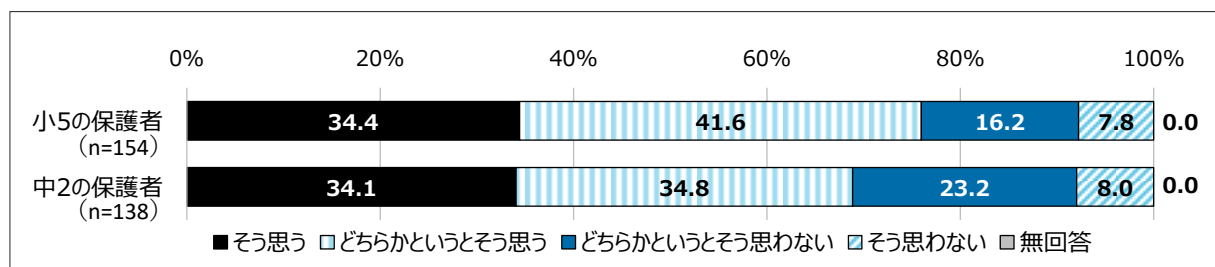
家事や子育ての分担

小学5年生の保護者の平均値は父親が24.5%、母親が63.8%、祖父母等による援助が13.4%となっています。

中学2年生の保護者の平均値は父親が26.5%、母親が67.0%、祖父母等による援助が10.1%となっています。

これからも魚沼市に住み続けたいか

小学5年生・中学2年生の保護者ともに「そう思う」の割合は約35%となっていますが、「どちらかというと思う」と合わせた割合は、小学5年生の保護者では76.0%なのに対し、中学2年生の保護者は7.1ポイント低い68.9%となっています。



(2) 若者の意識と生活に関する調査

1. 調査概要

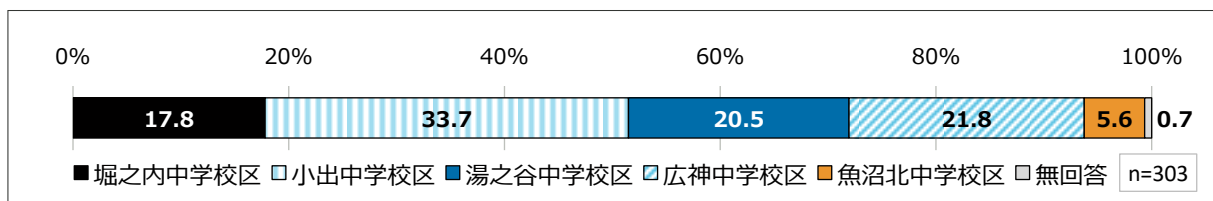
実施内容	回答方法	実施時期	対象者	調査数	回答数	回答率
若者の意識と生活に関する調査	インターネット	7月8日～7月31日	18～39歳の市民	1,000件	303件	30.3%

2. 調査結果概要

調査結果の詳細は魚沼市のホームページ上で「若者の意識と生活に関する調査報告書」として公開しています。

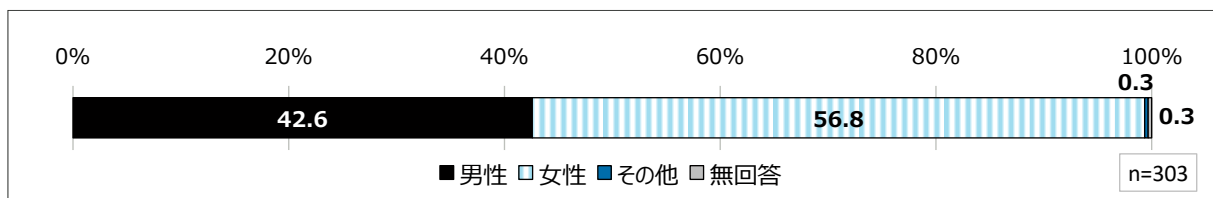
居住地区

「小出中学校区」の割合が最も高く、「魚沼北中学校区」の割合が最も低くなっています。



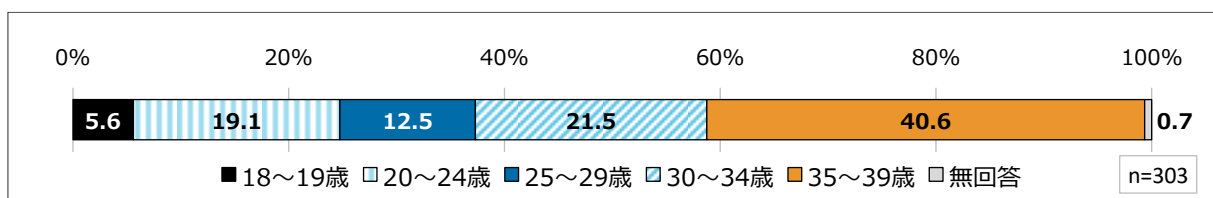
性別

「女性」の割合がやや高く 56.8% となっています。



年齢

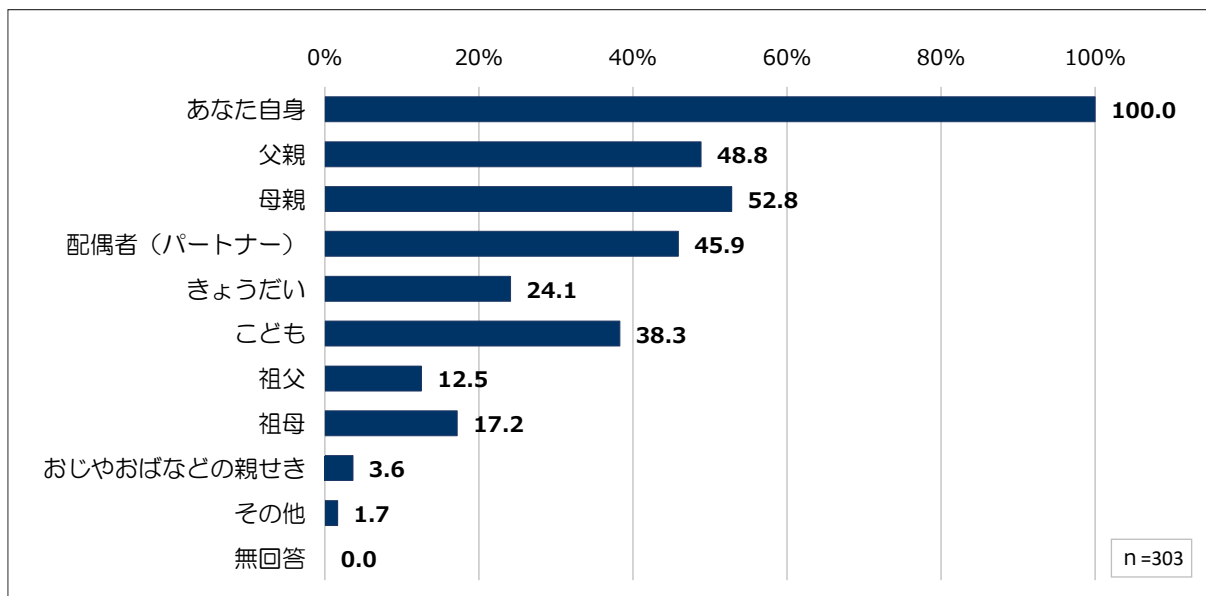
「35～39歳」の割合が最も高く、平均は 30.8 歳となっています。



第2章 魚沼市のこどもを取り巻く現状と課題

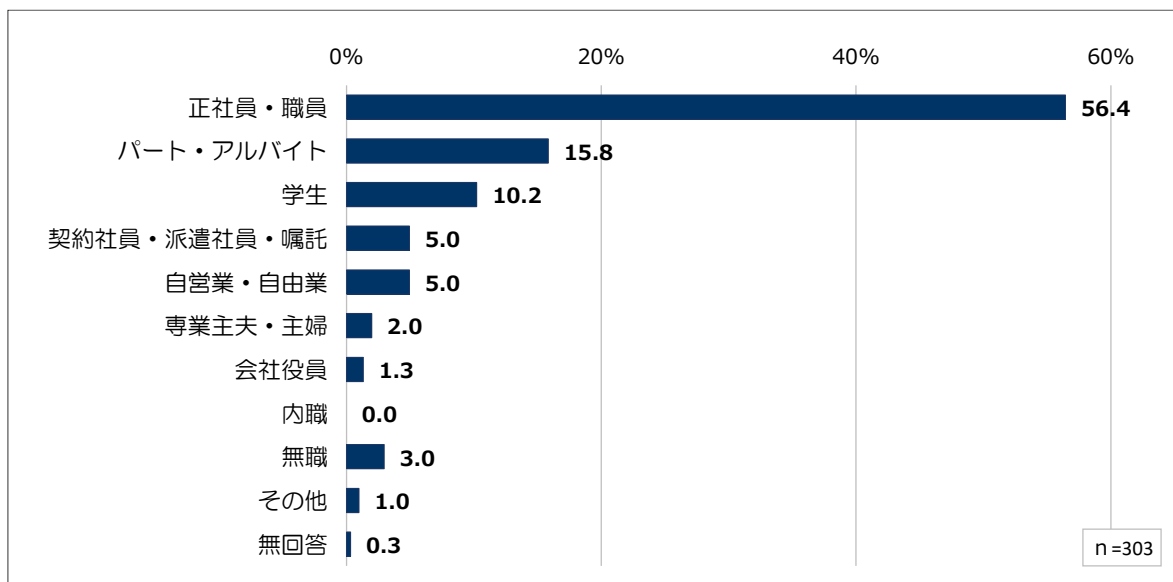
世帯構成

一緒に住んでいる家族は、「母親」の割合が52.8%と最も高く、次いで「父親」が48.8%、「配偶者（パートナー）」が45.9%などとなっています。



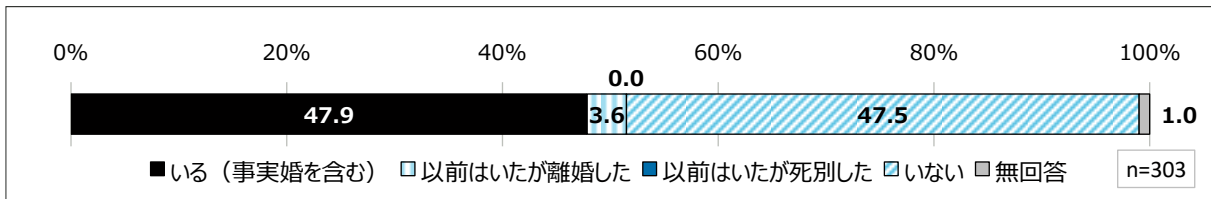
職業

「正社員・職員」の割合が最も高く56.4%となっています。



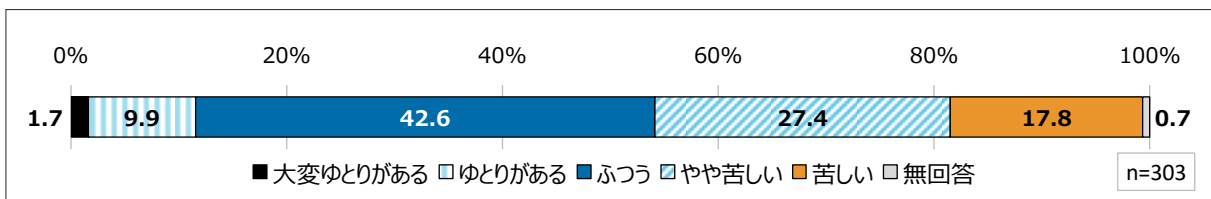
配偶関係

配偶者は「いる」の割合が47.9%、「いない」が47.5%となっています。



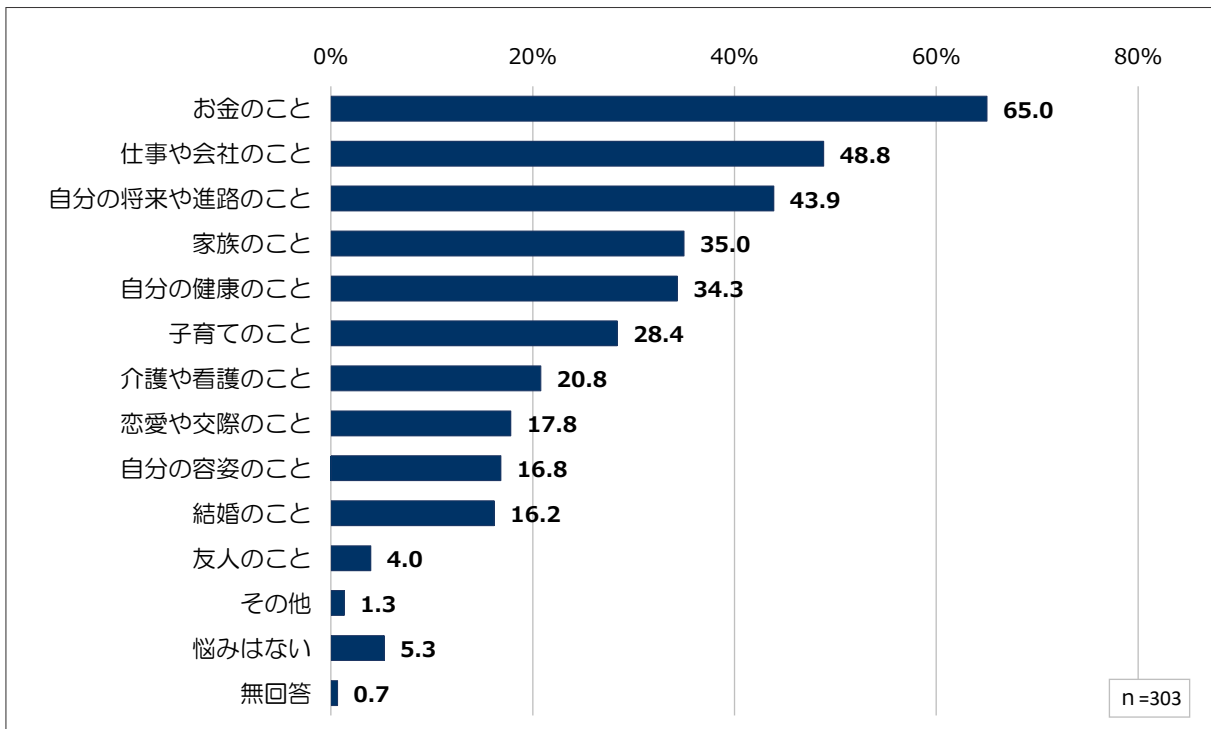
主観的な経済状況

「ふつう」の割合が最も高く42.6%となっていますが、「苦しい」と「やや苦しい」を合わせると45.2%で、半数近くの若者が経済的な厳しさを感じている状況です。



悩みや不安

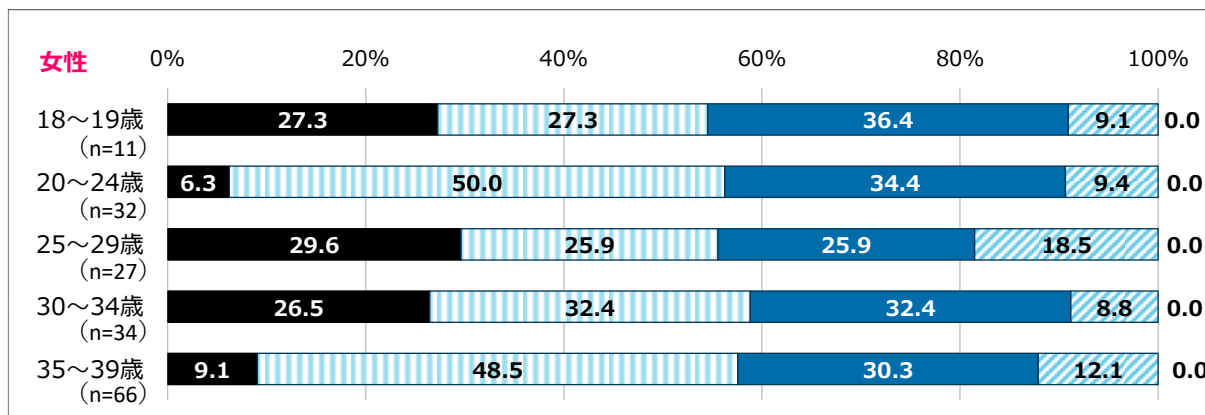
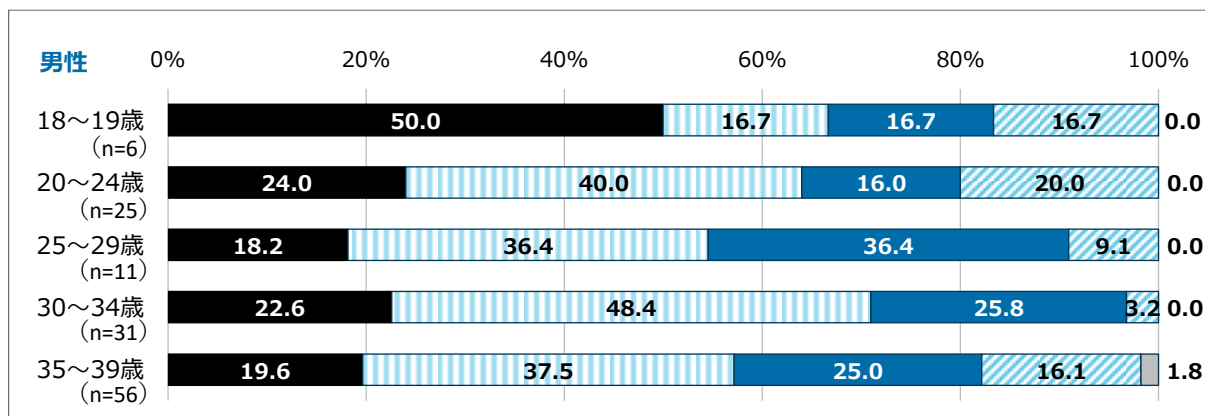
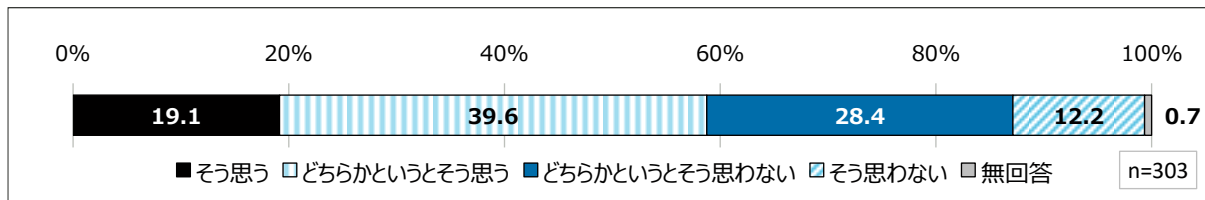
今、悩んでいることや不安なことについては、「お金のこと」の割合が最も高く、65.0%となっています。



自分のことが好きか

「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた割合は58.7%となっています。

性別・年齢別にみると、数値にばらつきはありますが、「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた割合に明らかな傾向は見られませんでした。

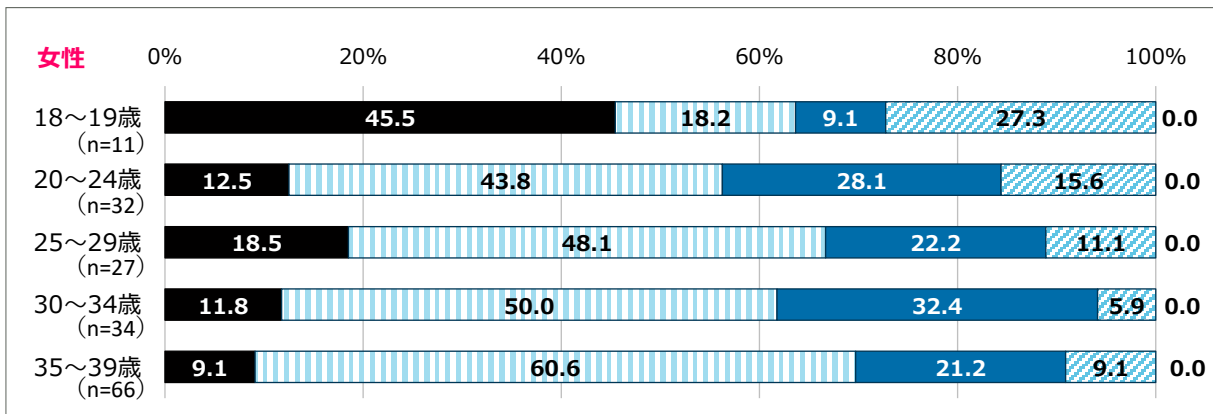
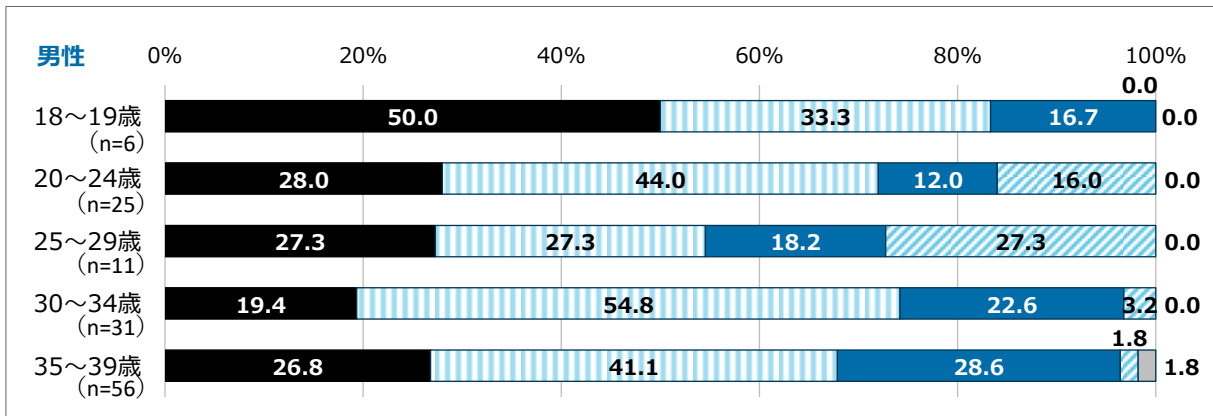
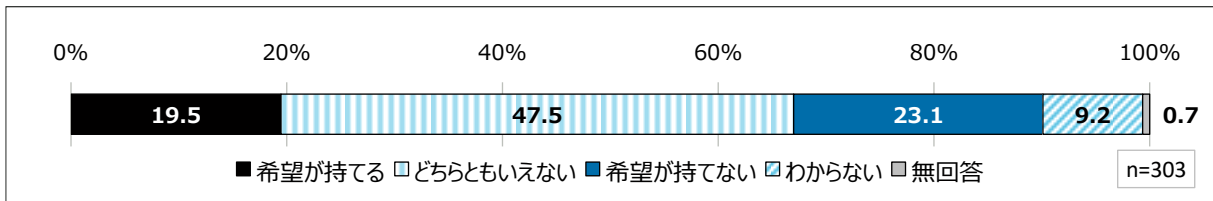


将来に対する希望

「希望が持てる」の割合は19.5%で、「希望が持てない」の23.1%を下回っています。

性別・年齢別にみると、男性・女性ともに18～19歳で「希望が持てる」の割合が最も高くなっています。また、全ての年齢層で女性のほうが「希望が持てる」の割合が低くなっています。

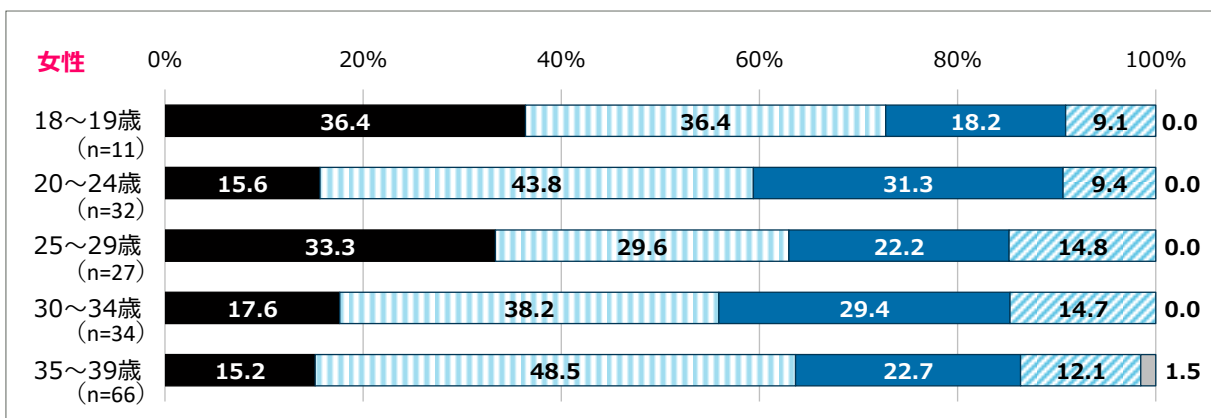
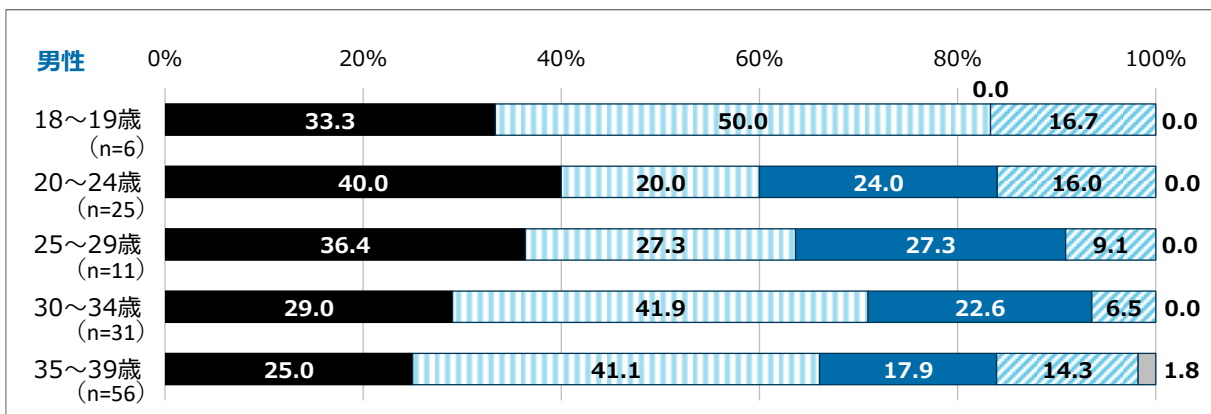
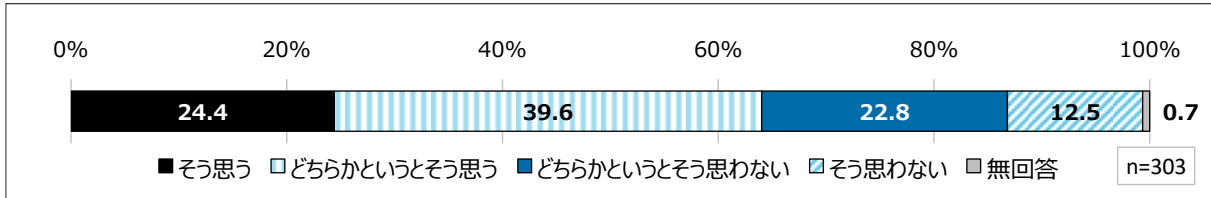
「希望が持てない」と回答した人に、将来に希望が持てない理由を自由記載してもらったところ、物価高や手取り収入が少ないことなど、経済的なことに関する不安が多く上がっています。



これからも魚沼市に住み続けたいか

「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた割合は64.0%で、「そう思わない」と「どちらかというと思わない」を合わせると35.3%となっています。

性別・年齢別に明らかな傾向はみられませんでした。性別のみで比較すると、「そう思う」の割合が男性は30.2%なのに対し、女性は9.9ポイント低い20.3%となっています。



(3) こどもの意見聴取

保育園・認定こども園でのヒアリング調査

市内2園の年長児を対象に担任保育士等が一番楽しいときやまちにあったらいいモノを聞き取る形で行いました。

区分	施設名	(年長児) 実施人数
私立保育園	清心保育園	11人
認定こども園	すもんこども園	9人

❁❁テーマA 一番楽しいときは何をしているときか(うれしい、楽しい、大好き)

① みんなが楽しいときはどんなとき？楽しい遊具や保育園で楽しいときはどんなとき？

- ▶ お祭りの楽しさ：イベントでの体験
- ▶ 家族での団らん：外出やお祭りで一緒に過ごす時間
- ▶ レジャー施設での体験：大きな遊具や遊園地等で遊ぶ楽しさ
- ▶ 保育園での活動：みんなで体を動かして遊ぶこと、外遊び・雪遊び、お祭りごっこ
- ▶ こども園での活動：みんなで体を動かしたり、大きな遊具で遊ぶこと
- ▶ 家族での団らん：旅行や外出などをして食事などを楽しむ
- ▶ レジャー施設等：スキー場や公園の遊具で遊びたい

❁❁テーマB まちにあったらいいモノ、コト

① 魚沼市にこんなものがあったらうれしいな

- ▶ レジャー施設やお祭り屋台：普段できない経験や遊び（遊園地の乗り物、動物園でのエサやり、ゲームセンター）
- ▶ 家族団らんの機会：飲食店や公園への外出
- ▶ 市内のイベント：お祭りの屋台
- ▶ 公共施設、子育て支援施設：屋内で遊べる（体を動かせる）ところ
- ▶ 冬でも入れるプール：プールが大好き
- ▶ 商業施設：外食や買い物を楽しむ
- ▶ レジャー施設：普段できない経験や遊び

放課後児童クラブでのヒアリング調査

市内2か所の放課後児童クラブにおいて、好きな遊びや魚沼市にあったらいいモノ、コトを聞き取る形で行いました。

クラブ名	学年	実施人数
湯之谷放課後児童クラブ	1年生～4年生	17人
広神西よつばクラブ	1年生～6年生	19人

❁❁ テーマA こどもから見た魚沼市の好きなところ

① 魚沼市の好きなところや自慢できるところはどこ？

- ▶ お米やお水：魚沼のお米が自慢
- ▶ 自分の小学校、学童：自分たちの取組がメディアで紹介される、遊んで楽しい
- ▶ 公共施設：新しい市役所を見学した
- ▶ 自然の豊かさ：自然が近く、昆虫採集など自然体験できる
- ▶ お気に入りの場所：家族と一緒に好きな飲食店、公園

❁❁ テーマB 一番楽しいときは何をしているときか(うれしい、楽しい、大好き)

① どこで何をして遊ぶのが好き？

- ▶ みんなで体を動かす活動：学校や学童でドッジボールなどスポーツや遊び
- ▶ 自分の時間：自宅で読書やサッカーの個人練習、手芸、ピアノなど趣味を楽しむ
- ▶ 各種ゲーム：自宅で一人又はきょうだいとの時間を楽しむ
- ▶ 家族での団らん、外出：長岡の商業施設や親せきの家に行って遊ぶ
- ▶ 安心できる空間：自宅でくつろいでいるときやお絵描きやブロック遊び

❁❁ テーマC まちにあったらいいモノ、コト

① 魚沼市にこんなものがあったら嬉しいな

- ▶ 公共施設やこどもの居場所：屋内で遊べる(体を動かせる)ところ
- ▶ レジャー施設、商業施設：普段行けないところや好奇心を満たしてくれるところ
- ▶ 自分の希望を叶える場所：動物との触れ合えるところや夢の家
- ▶ 自分の困り感を軽減すること：学童でWi-Fiを利用して宿題をしたい

高校生のヒアリング調査

市内2か所の高校において、ふだん考えていることや将来の子育てについて話してもらいました。

学校名	学年	実施人数
新潟県立小出高等学校	1年生～3年生	8人
新潟県立堀之内高等学校	2年生・3年生	7人

❁❁ テーマ A あなたがあなたらしく生きていくために必要なもの、コト

① 魚沼市の好きなところは？

- ▶ 自然の豊かさ：空気がきれいで、地域から望む景色が美しく、心が癒される環境
- ▶ 静かで過ごしやすい：のびのびと生活できる
- ▶ 公共施設の充実：響きの森文化会館や「ここいら」など、地域の交流拠点
- ▶ レジャー施設：公園やスキー場など、自然と触れ合える場所が多い
- ▶ 地域の人々：あいさつを交わすなど人と人の距離感が近い

② 今、何をしているときが楽しいですか？ 将来の夢は何ですか？

- ▶ 友人との交流：遊びや会話を通じたつながり
- ▶ 創作活動や料理：個人の趣味を楽しむ時間
- ▶ 通学時の体験：原付バイクで風を感じる瞬間
- ▶ 将来の夢：明確でない人もいるが、楽しいことの延長や幼少期からの経験、親族等の影響や趣味の延長として目指したい印象が強い

③ この先も楽しいことを続けるためや将来の夢を叶えるために必要なものは何ですか？

- ▶ 学びの環境：大学進学、資格取得、勉強できる場、必要な知識を増やすこと
- ▶ コミュニケーション力の向上：人とのつながりを築く力
- ▶ 健康な体：やりたいことを実現するための基盤
- ▶ 意見を出せる・経験できる場：自己表現と成長の機会
- ▶ 自分自身の成長：細かく目標を設定したり、辛い経験も成長の糧としたい

④ ③を実現するためにはどのようなまちが理想？

- ▶ 学びと交流の支援：資格取得支援、人と関われるイベント、将来の職業を見据えた職場体験や学習機会
- ▶ 世代を超えた交流：こどもから大人までが集える場所、情報交換の場
- ▶ 健康支援：健診の充実、セミナーの開催
- ▶ 文化・学習施設の充実：図書館、映画館など

❁❁ テーマB あなたが安心して子育てするために必要なもの、コト

① 「結婚」、「子育て」と聞くと、どのようなイメージ？

- ▶ 「大変」な印象が強い：責任や経済的負担への不安
- ▶ 少子高齢化の影響：将来への不安感
- ▶ 協力の必要性：夫婦や周囲との連携が重要
- ▶ 育児に追われる印象：自分の時間が少なくなる不安

② 子育てするうえで大事なことはどのようなことだと思いますか？

- ▶ こどもの意思を尊重：やりたいことを否定しない
- ▶ 親の協力・分担：母親が育児、父親が家事など
- ▶ 正しい知識と対応力：トラブルへの臨機応変な対応や育児体験などを通して出産の知識や苦勞を学ぶ
- ▶ 経済的支援の必要性：物価高への対応
- ▶ 保育サービスの充実：保育園や学童保育の利用
- ▶ 制度の充実など育児負担の軽減：育休の取得しやすさ、母親のリフレッシュの場

③ どのような子育てがしたい？ 楽しく子育てするために必要なことは？

- ▶ 家族の仲の良さと協力：ストレスの軽減と安心感
- ▶ 一緒に過ごす時間の確保：育児の充実、親子で参加できるイベントや魚沼ならではの自然体験など
- ▶ 制度の充実：産休・育休などの余裕ある子育て
- ▶ こども目線の育児：無理をさせず、様々な体験をさせる

④ ③を実現するためにはどのようなまちが理想？

- ▶ 子育て支援施設の充実：「かたっくり」のような施設の増設
- ▶ 経済的支援と企業の理解：急な休みに対応できる体制
- ▶ 安心・安全な環境：保育園、病院、地域のサポート
- ▶ 相談・学びの場の提供：結婚・育児に関する情報や支援
- ▶ 屋内レジャー施設の充実：親子でできるスポーツ施設や自然体験できる環境等

放課後等デイサービスでのヒアリング調査

放課後等デイサービスジャンプの利用者8人を対象に、魚沼市にあったらいいモノ、コトを支援員と一緒に一人ずつ聞き取りを行いました。

🌸🌸 テーマA うれしい、楽しい、大好きなこと、モノ、やりたいこと

① 一番楽しいときは何をしているときか

- ▶ 放課後等デイサービスでの活動：施設のお祭り、遊び、買い物体験
- ▶ 家族での団らん：家族と外出や家族と一緒にできる好きな活動
- ▶ 各種ゲーム：家できょうだいなどと楽しむ時間
- ▶ イベントでの体験：お祭りの楽しさ

② 魚沼市にこんなものがあったら嬉しいな

- ▶ 商業施設やレジャー施設：家族との外出、好きな映画
- ▶ 生きづらさの解消：普段行くことが難しいところに行きたい（映画館など）

③ これからがんばりたいこと、やってみたいこと

- ▶ 好きな活動を続けたい：音楽やスポーツなどが楽しい
- ▶ 自分のためになること：体の調子を整えること、学習
- ▶ 夢を叶えたい気持ち：夢への憧れ

適応指導教室でのヒアリング調査

適応指導教室の児童生徒を対象に、魚沼市にあったらいいモノ、コトなどを支援員から聞いてもらいました。

❁❁ テーマA 安心して過ごせるところ、とき

① 居心地の良い場所や自分らしくいられる場所、安心できる場所はどこか

- ▶ 自宅や自室：自分のペースや安全性が確保された空間
- ▶ 自分の時間：自分がやりたいことをやられていられる自由
- ▶ 自分を理解してくれる場所：同じような悩みを抱える人がいる

② 1日の中で楽しい時間はいつか

- ▶ 自分の時間：自分がやりたいことをやられていられる自由
- ▶ 自宅での学習：自宅のできる範囲の学習

③ 学校についてどう思うか

- ▶ 個人のペースが妨げられ、やりたいことができない空間：安心できる自宅の反対の場所が学校
- ▶ 安心できる居場所が学校にあれば、行きたい気持ち

④ 学校行かなくても学べる方法があったらいいなと思うものは

- ▶ オンライン学習：安心できる自宅での学習
- ▶ 学校こそが学習の場：学校に行かないと学習意欲が湧かない気持ち

⑤ 今の自分のそばに誰がいてくれたら安心か

- ▶ 母：安心できる人
- ▶ 理想の友人：個人のペースが乱されない人間関係

❀❀ テーマB まちにあったらいいモノ、コト

① 魚沼市にあったらいいと思うもの

- ▶ レジャー施設やこどもの居場所など：気軽に友人が集まるサードプレイスや好奇心を満たしてくれるところ
- ▶ 創作活動や趣味に関する店：趣味を楽しみ、共有できる場所

② こんな制度や環境があったらいいな

- ▶ 良いネット環境：個人の利便性向上

③ 魚沼市になかったらいいと思うもの

- ▶ 必要以上の雪、野生動物など：生活環境の改善

④ 将来やってみたいことは何か

- ▶ 将来の夢：明確でない人もいるが、趣味の延長などから目指しているものがある人もいる

3 魚沼市のこども・若者を取り巻く課題

統計資料や各種調査の結果などを踏まえて、魚沼市におけるこども・若者、子育て家庭を取り巻く課題について整理しました。

(1) 人口の減少

本市における人口減少と少子化の進行は深刻な状況であり、持続可能な行政運営を考えるうえで人口減少問題は喫緊の課題となっています。

「こどもの生活実態調査」において、小学5年生・中学2年生の保護者の3割以上が理想とするこどもの人数より、実際のこどもの人数が少ない状況です。こどもの人数が理想とするこどもの人数より少ない理由として、小学5年生・中学2年生の保護者ともに「経済的に厳しい」の割合が最も高くなっています。

若い世代の転出が多いことも出生数の減少につながっていると考えられます。

「若者の意識と生活に関する調査」の自由意見で複数あがっていたように、子育て支援の充実を図るだけでなく、こどものいない独身世帯が住み続けたくなるようなまちづくりをしないと若年層の市外流出が続き、人口減少と少子高齢化を加速することになります。学校生活から社会生活へと移行するときに「住み続けたい」と思えるまちづくり、さらには他の市町村から「魚沼市で暮らしたい」と思われるまちづくりを推進していく必要があります。

また、生涯未婚率は全国的に上昇傾向で推移しています。本市の生涯未婚率を性別にみると、男性は全国平均を上回る31.9%となっています。一方、女性の生涯未婚率は全国平均を下回っていますが、平成22(2010)年以降は高い上昇率で推移している状況です。

今回の調査において、若者が結婚するうえで必要だと思う支援については、「仕事と家庭の両立のための企業への働きかけ」が最も多く、次いで「出会いの場の提供」、「安定した雇用」となっています。

これらのことを踏まえ、若い世代の生活基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を前提として、より効果的な少子化対策に取り組んでいくことが重要です。

(2) 良好な成育環境の確保

貧困と格差はこどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下につながります。このため、貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための大前提です。

小学5年生・中学2年生の保護者を対象とした「こどもの生活実態調査」では、こどものためにしてあげたいが、経済的にできないこととして、等価可処分所得により差が大きくなっているものは、「塾や習いごとに通わせること」、「家族旅行」、「勉強する場所を用意すること」となっています。経済的な状況に関わらず、全てのこどもが勉強する場、多様な体験をする

第2章 魚沼市のこどもを取り巻く現状と課題

場の充実を図り、学習機会や体験機会の不公平を減らすための取組が求められます。

また、良好な成育環境を支えるためには、基本的な生活習慣の確立も大切です。

厚生労働省の「健康づくりのための睡眠ガイド 2023」では、こども版の推奨事項として「小学生は9～12時間、中学・高校生は8～10時間を参考に睡眠時間を確保する」をあげています。

今回の調査では、小学5年生の平日の睡眠時間の平均は9時間、中学2年生では、7時間48分となっています。また、中学2年生は平日23時以降に就寝する割合が半数以上の54.1%となっています。就寝時間が遅いことは、睡眠不足を引き起こすだけでなく、起床時間の遅れにつながり、結果として朝食の欠食の原因となると考えられます。中学2年生では、朝食を毎日食べる割合が8割未満となっていますが、平日の就寝時間別に朝食を食べる頻度をみると、就寝時間が遅いほど朝食を毎日食べる割合が低い傾向がみられます。

就寝時間が遅くなる原因のひとつとして、メディアの利用時間が考えられます。平日のメディアの利用時間別に平日の就寝時間をみると、小学5年生・中学2年生ともにメディアの利用時間が長いほど就寝時間が遅い傾向がみられます。

メディアの利用をこども任せにするのではなく、引き続き学校や家庭でのメディアコントロールに取組み、こどもたちが学習や体験機会を得る中で、心身の成長を促し、必要な知識（学力）を身につけていくことが必要です。

(3) 自己肯定感を高めるために

こども家庭庁の「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査（令和5年度）」における、自己認識と主観的ウェルビーイングの関連についての分析では、今の自分が好きだと感じているこども・若者ほど、人生で行っていることに価値を感じやすく、生活の満足度が高くなるとされています。

今回の調査でも、今の自分が好きかどうか別に幸福度をみると、小学5年生・中学2年生、18～39歳の若者ともに自分のことが好きなほど幸福度が高い傾向がみられます。

また、今の自分が好きかを問う設問で「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた割合は小学5年生で76.6%、中学2年生で66.0%でした。年齢が上がるほど今の自分が好きだと思う割合は低くなっています。

一方で、18～39歳について性別・年齢別にみると、数値にばらつきがありますが、「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた割合に大きな差はみられませんでした。このことから、ある程度の年齢までに培われた自己肯定感は、年齢が上がっても継続するものと考えられます。

さらに、今回の調査で親から大切にされていると思うか別に幸福度をみると、大切にされていると思う人の方が幸福度が高い傾向がみられ、親から大切にされていると感じている人の方が自分のことを好きだと思う傾向もみられました。

このことから、家庭において大切にされていると感じる機会の創出を支援することや家庭教育や学校教育において、自己肯定感を高める取組を推進することは、将来にわたる幸福度を上げるためにも重要だと考えられます。

(4) こどもの権利の尊重と理解促進

全てのこどもは生まれながらにして権利をもっています。全てのこどもが大切に育てられ、どんな環境や状況にあっても差別されず、医療、教育、生活の支援などを受けることが保障されています。また、こどもの最善の利益が守られ、自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮しなければなりません。

今回の調査において、こどもの権利について知っていますかの設問の回答には、「内容まで知っている」の割合は、小学5年生が6.9%、中学2年生6.2%となっています。こどもの権利の理解促進と社会への普及啓発を図ります。

(5) こどもや若者、子育て当事者の視点の尊重

今回の調査の自由意見やこどもの意見聴取では、体育館にエアコンがほしい、こどもが屋内で遊べる場がほしい、学習の場がほしいという意見が多くあります。また、幅広い世代が楽しめるイベントや若者が社会に出ていく力を養う機会を求める声もありました。

近年の酷暑や野生動物の出没により、屋外でこどもたちが自由に遊べる環境は制限が生じてきており、関連して安全な通学体制を望む意見もあります。

少子化対策については、移住者の受け入れやインターンシップの受け入れを積極的に望む意見のほか、企業誘致や企業支援、若者が住みたいと思えるまちづくりが望まれています。

これらについては、庁内横断的に課題の共有と連携した取組が必要です。さらに、市民や企業、団体等多様なステークホルダー（実施主体）と協働し、相乗効果を生み出せる取組を推進します。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と目指す姿

(1) 基本理念

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」は、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のことです。

次代を担う全てのこども・若者が、尊厳を重んぜられ、夢と希望を持って、自分らしく自立した個人として健やかに成長していくためには、家庭や地域の愛着形成と行政と市民、事業者、地域が一体となって支えあうことが必要不可欠です。

本市は、ふるさとを愛し、心豊かに、たくましく生きる子を育むため、乳幼児期から青年前期に至るまでの一貫した子育てと教育の指針として、平成24（2012）年に子育てビジョン「魚沼大好き よく遊び よく学び チャレンジする」と決めました。

魚沼の自然豊かな風土の中で、よく遊びよく学び、夢や志を持ってチャレンジすることは、豊かな感性、ふるさと魚沼を愛する心、そしてたくましく生きる力を育みます。

それは、こども大綱が目指す、自分らしく一人ひとりが思う幸福な生活ができること、自由で多様な選択ができること、働くこと、誰かと家族になること、親になることに夢や希望を持つことができる社会の実現にも大きく関わります。

本計画では、こどもの最善の利益が図られ、全てのこども・若者が自分らしく幸せな状態で成長できるまちを目指して、上述した市の子育てビジョンの理念を継承したうえで、「第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を踏襲し、地域全体でこども・若者、子育てを温かく応援するまちづくりを推進していきます。

基本
理念

未来に向かって こども・家庭・地域の力で育ちあう魚沼

～一人ひとりが自分らしくかがやくまちへ～

(2) 目指す姿

全ての子どもが誰一人取り残されることなく、
将来への希望を持って自分らしく健やかに成長しています

評価指標

指 標		現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
自分のことが好きなこどもの割合 アンケート調査で今の自分のことを好きですかとの問いに「そう思う」又は「どちらかというと思う」と回答したこどもの割合	小学5年生	76.6%	80.0%
	中学2年生	66.0%	70.0%
自分の将来が楽しみなこどもの割合 アンケート調査で今の自分の将来が楽しみですかとの問いに「楽しみ」又は「どちらかという楽しみ」と回答したこどもの割合	小学5年生	86.5%	90.0%
	中学2年生	74.1%	80.0%

多様な生き方が尊重され、若者たちが将来への希望を持って
自分らしくいきいきと生活しています

評価指標

指 標		現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
社会の役に立ちたいと思う若者の割合 アンケート調査で社会の役に立ちたいと思うかとの問いに「そう思う」又は「どちらかというと思う」と回答した若者の割合	18～39歳	80.8%	83.0%
魚沼市に住み続けたいと思う若者の割合 アンケート調査で魚沼市に住み続けたいと思うかとの問いに「そう思う」又は「どちらかというと思う」と回答した若者の割合	18～39歳	64.0%	68.0%
	小・中学生の保護者	72.6%	75.0%

未来を担う子どもや若者たちが、自分らしく健やかに成長していくのを、
地域全体で支えています

評価指標

指 標		現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
魚沼市の子育て環境に満足している保護者の割合 アンケート調査で魚沼市の子育て環境への満足度（5点満点）に点数をつけた人の平均点	小・中学生の保護者	3.2点	4.0点

2 基本方針

基本理念と目指す姿を実現するために、次の6つの基本方針に基づいて施策を推進していきます。

基本方針1 全ての子ども・若者の育ちを支える環境づくり

「こどもまんなか社会*」の実現に向け、社会全体で子どもや子育てを支え応援する気運の醸成を図ります。

様々な主体が子どもにとって最善であることを第一に考え、子どもの成長・発達に配慮するように、子ども・若者の権利についての広報・啓発に努めます。

全ての子どもが安心して健やかに成長し、自分らしく活躍できるよう、年齢により途切れることのない相談支援体制の充実を図るとともに、誰一人取り残すことがないよう、多様性を受け止める支援体制の構築を進めます。

基本方針2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

安心して妊娠・出産・子育てできるよう、妊娠期からの切れ目ない相談支援体制を整え、正しい知識の啓発に努めるとともに、子どもや保護者の心身の健康の確保を図ります。

就労している、していないにかかわらず、全ての保護者が負担や孤立感を感じることなく、ゆとりを持って子どもに愛情を注ぎ、子どもの成長や子育てに喜びを感じることができるよう、子育て環境の充実を図ります。

保健・福祉・教育が連携し、子育て家庭の心身の健康の確保と、未来を生きる子どもの生きる力の育成に努めます。

基本方針3 こどもの健やかな成長への支援

全てのこどもの将来を広げるため、豊かな心と知識・教養を育む質の高い教育環境の充実を図ります。

また、様々な能力を育み、思いやりや多様な価値観を身につけることができるよう、地域や関係機関等との連携により、遊びや体験等の機会の創出を推進します。

こどもの自己肯定感を高め、成長を支える居場所づくり、環境づくりに取り組み、「いじめ」や「不登校」などの問題を抱える子どもたちを包括的に支援します。

*こどもまんなか社会：全ての子ども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

基本方針4 若者の成長と活躍への支援

若者の思いや考えを尊重し、困難や生きづらさを抱える若者とその家庭を支援します。

全ての若者が、地域の中でいきいきと自分らしく活躍することができるよう、就労や結婚などについての支援に取り組みます。

若者が「住みたい」「家庭を持って暮らしたい」と感じる魚沼市を目指し、若者の自立を社会全体で支えるための環境づくりを推進します。

基本方針5 こどもを育む家庭への支援

子育てと就労の両立、経済的な困難など、子育て家庭が課題を抱えて孤立することがないように、当事者に寄り添う支援を推進します。特に困難な環境にあり、配慮が必要なこどもや子育て家庭への支援を充実していきます。

こどもの心身の状況や保護者の就労状況などを踏まえ、多様なニーズに応える子育て支援サービスを提供し、子育て家庭を支援します。

基本方針6 こども・子育てを支えるまちづくり

地域の中でこどもが健やかに育つよう、こども・子育てをあたたく見守るまちづくりを推進します。

こども・子育て家庭が安心して暮らすことができるよう、地域全体でこども・子育て家庭を支援する意識の醸成を図るとともに、地域における子育て支援のしくみづくりに取り組みます。

3 施策の体系

基本理念

未来に向かって こども・家庭・地域の力で育ちあう魚沼
～一人ひとりが自分らしくかがやくまちへ～

目指す姿

- 全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って自分らしく健やかに成長しています
- 多様な生き方が尊重され、若者たちが将来への希望を持って自分らしくいきいきと生活しています
- 未来を担うこどもや若者たちが、自分らしく健やかに成長していくのを、地域全体で支えています

基本方針	基本施策
基本方針 1 全てのこども・若者の育ちを支える環境づくり	1-1 こどもの権利の尊重 1-2 こどもの貧困対策 1-3 障がい児への支援の充実 1-4 児童虐待防止とヤングケアラーへの支援 1-5 こども・若者の安全を守る取組
基本方針 2 安心してこどもを産み育てることができる環境づくり	2-1 切れ目のない保健・医療の確保 2-2 多様な遊びや体験活動の推進 2-3 教育・保育の充実と質の向上
基本方針 3 こどもの健やかな成長への支援	3-1 教育環境の充実 3-2 人間性・社会性を育む体験活動の推進 3-3 こどもの居場所づくり 3-4 いじめ防止と不登校のこどもへの支援
基本方針 4 若者の成長と活躍への支援	4-1 困難を抱える若者やその家族への支援 4-2 若者の成長を支える支援 4-3 次世代を担う若者への支援 4-4 結婚を希望する若者への支援
基本方針 5 こどもを育む家庭への支援	5-1 子育てに関する経済的支援 5-2 地域における子育て支援、家庭教育支援 5-3 共働き・共育ての推進 5-4 ひとり親家庭への支援 5-5 障がいのあるこどもの家庭への支援
基本方針 6 こども・子育てを支えるまちづくり	6-1 子育て支援のネットワークづくり 6-2 子育てを支える地域人材の育成

第4章 施策の展開

基本方針1 全ての子ども・若者の育ちを支える環境づくり

ライフステージを通じた支援

全ての子ども・若者

1-1 こどもの権利の尊重

全ての子ども・若者は生まれながらに、権利の主体であり、多様な人格を持った個として尊重されなければなりません。子ども・若者の自己決定・自己実現を社会全体で支援するとともに、意見を聴き、対話しながらともに施策を進めていくことが重要です。

1. 子ども・若者の権利の保障

全ての子ども・若者が希望を持って健やかに育つことができるよう、子ども・若者自身、また、関わる全ての大人に向けて、こどもの権利に関する理解の促進を図ります。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
人権教育の推進	こどもの発達段階に応じ、自分を大切にすることや他者を尊重する心を養います。	学校教育課
子ども・若者の権利に関する普及啓発	市報や出前講座等により、子ども・若者の権利に関する普及啓発を行います。	子ども課

2. 子ども・若者の意見表明・社会参画の促進

子ども・若者が、自らの発言や行動によって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらすといった経験を積み重ね、よりよい生き方を自ら切り拓く力を育んでいくことができるよう、子ども・若者自身が自らの意見を自由に発することを保障された権利の主体であることを社会全体で理解し、ともにまちづくりに取り組むことが重要です。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
子ども・若者への意見聴取の取組	様々な機会や方法を通じて、子ども・若者の意見に耳を傾け、施策の検討や事業のブラッシュアップを図ります。	施策に関わる全ての課
子ども・若者への意見聴取の取組（再掲）	計画期間内において、子ども施策に関する子ども・若者への意見聴取を実施します。	子ども課

1-2 こどもの貧困対策

「こどもの生活実態調査」の結果から、等価可処分所得が高い世帯のほうが習いごとや学習塾に子どもを通わせたり、家族旅行に出かけたりしている割合が高いことが明らかになっています。所得格差による学び、経験の差の解消に取り組めます。

小学5年生・中学2年生の保護者

あなたのご家庭では、お子さんに次のことをしていますか

所得区分

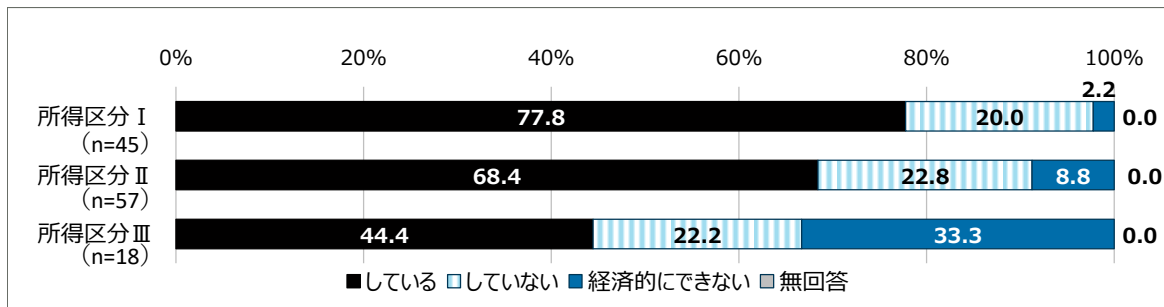
区分Ⅰ 等価可処分所得 280万円以上

区分Ⅱ 等価可処分所得 140万円以上 280万円未満

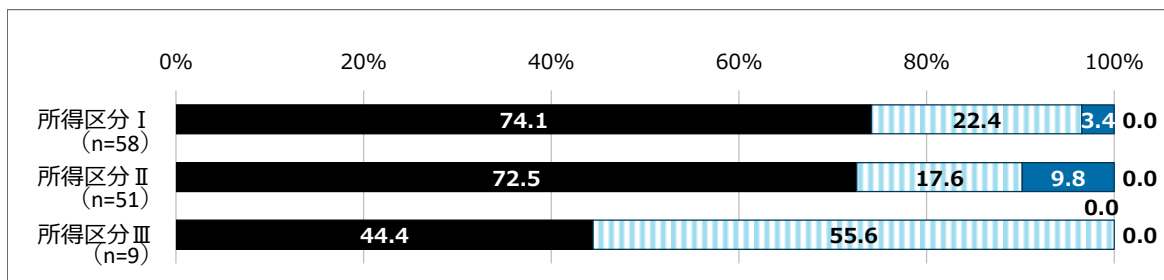
区分Ⅲ 等価可処分所得 140万円未満

① 習いごと（スポーツ、音楽、習字など）に通わせる

小学5年生の保護者

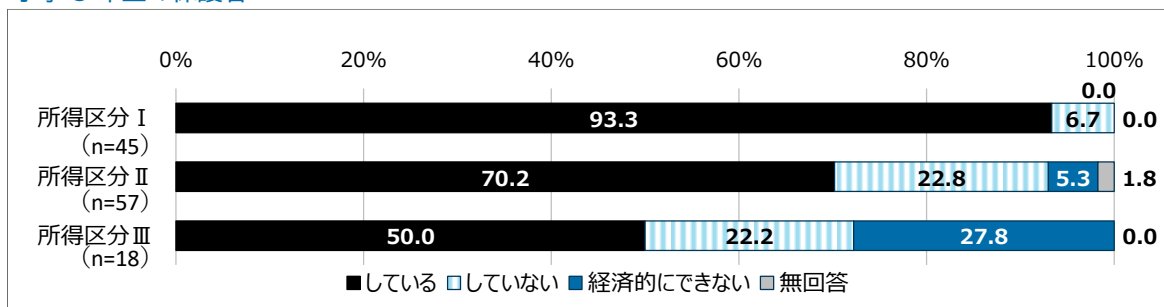


中学2年生の保護者

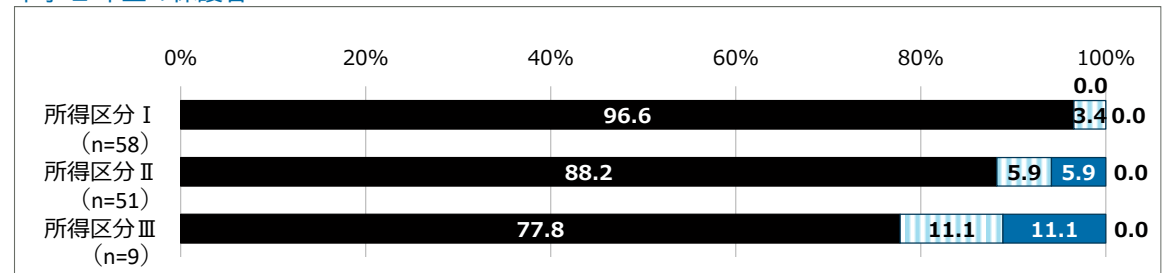


② こどもに勉強ができる場所を用意する

小学5年生の保護者



中学2年生の保護者



「こどもの生活実態調査」より

1. 教育や経験の機会の確保

学ぶ環境が十分に整っていない子どもについては、身近な場所での地域と連携した学習支援や児童健全育成活動による支援を行います。幼児教育・保育の無償化、就学援助などの経済的な負担軽減を図り、地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーなどが連携して包括的な支援を行います。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育園、認定こども園等に入園している全てのこどもたちの利用料を無償化しています。	子ども課
就学援助制度	経済的に困りの家庭に、小・中学校でかかる経費のうち、学用品や給食費などの一部を助成します。	学校教育課
奨学金貸与	学ぶ意欲があり経済的な事情を抱える学生を支援します。	学校教育課
修学資金制度	医師、保健師、助産師又は看護師を目指す学生に、修学資金を貸与します。	健康増進課

2. 生活の安定に資するための支援

こどもの貧困を、家庭の経済的な困窮としてでなく、地域社会における孤立や健康上の問題など、それぞれの家庭を取り巻く成育環境全般にわたる複合的な課題と捉え、その解決や予防に向けた総合的な施策の推進が必要です。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
生活保護	保護基準に満たない世帯の生活保障と将来に向けた自立支援を行います。	福祉支援課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者への相談対応、自立支援をします。	福祉支援課

1-3 障がい児への支援の充実

障がいがあるこども・若者及びその家族が、地域の中で希望を持って安心して暮らせるよう、発達の早い段階から切れ目ない支援が提供される体制整備に努めます。

1. 切れ目ない支援体制の充実

乳幼児の健康診査の受診機会等を捉え、発達に不安があるこどもの早期発見に努めるとともに、家族を支える相談支援・情報提供体制の充実を図ります。

インクルーシブ教育・保育の推進や障がいのある若者の就労支援など、一人ひとりが特性に合わせて成長し、個性と能力を発揮することができる環境整備を進めます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
地域療育支援事業	発達障がい又はその疑いのある幼児とその保護者に療育教室（三歳未満児、年長児）を行い、集団適応、二次障がいの予防のための支援を行います。また、2～5歳児の保護者向けにペアレント・プログラムを行います。	子ども課
保育園等訪問巡回相談	市内の保育園等に通う3、4歳児及びその保護者や保育園等の職員に対して相談や支援を行います。	子ども課
特別児童扶養手当	20歳未満の障がいを有する児童を家庭で養育する父母等に支給します。	福祉支援課
障害児福祉手当	20歳未満の重度障がい児で、常時介護が必要な在宅の方に支給します。	福祉支援課
障害児通所等給付事業	児童福祉法に基づく放課後等デイサービス、児童発達支援等の給付を行います。	福祉支援課
軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の対象とならない難聴児の補聴器購入費を助成します。	福祉支援課
障がい児・者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	障がい理解を深める研修会、講演会、作品展等の開催を行います。	福祉支援課
障がい者基幹相談支援センター	障がいのある方やその家族、支援者の総合相談窓口です。	福祉支援課

2. 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援

重症心身障がい児・医療的ケア児への支援については、必要に応じて魚沼市自立支援協議会の療育支援部会、支援者会議の活用や、関係機関と連携し協議の場を設置します。

1-4 児童虐待防止とヤングケアラーへの支援

児童虐待に至る原因は多様であり、虐待する養育者自身に虐待経験があったり、様々な困難を抱えていたりすることもあるため、それぞれの世帯の状況に応じて包括的な支援を行う必要があります。

1. 児童虐待の防止

児童虐待防止についての啓発を行うとともに、訪問事業や相談事業などを通してリスクの把握に努め、児童虐待の発生を予防します。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	児童相談所、警察、学校、医療機関など、こどもや子育て家庭に関わる関係機関や団体が連携し、児童虐待の防止やこどもへの支援を行います。	子ども課
児童虐待防止の啓発	11月の児童虐待防止推進月間を機と捉え、虐待問題への関心を高め、地域社会全体の理解と協力体制の構築を目指す活動を行います。	子ども課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4カ月頃までの赤ちゃんのお宅を保健師が訪問し、子育てに関する市の制度の紹介や相談に応じます。	子ども課

2. 児童虐待の早期発見・早期対応のための体制整備

こどもや子育て家庭が孤立しないように努めるとともに、早期発見・早期対応等のために、要保護児童対策地域協議会をはじめとする関係機関との連携・協力を図ります。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯を訪問支援員が訪問し、家事や育児等の支援を行います。	子ども課
養育支援訪問事業	養育を支援することが特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等が連携し、必要な支援を行います。	子ども課
親子関係形成支援事業 (ペアレントトレーニング)	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、相談及び助言を実施するとともに、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした支援を行います。	子ども課
こどもからの相談体制の確立	小中学校に児童相談所虐待対応ダイヤル「189」のポスターを掲示したり、相談チラシを配布し、学校以外にも相談できる場所があることをお知らせします。	子ども課
乳児家庭全戸訪問事業 (再掲)	生後4カ月頃までの赤ちゃんのお宅を保健師が訪問し、子育てに関する市の制度の紹介や相談に応じます。	子ども課
要保護児童対策地域協議会 (再掲)	虐待相談、ケース検討、問題を抱える家庭への効果的な支援など、関係機関との連携による子どもを守る地域ネットワークを活用して問題解決を図ります。	子ども課
要保護児童関係機関との協働	要対協の個別ケース支援会議など、関係機関と協働して被虐待児家庭への支援を行います。	子ども課

3. ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーについては、問題が表面化しにくいことから、学校現場におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などによる相談体制の強化を図り、実態の把握と問題解決に取り組めます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
こどもからの相談体制の確立 (再掲)	1人1台端末を活用したアンケート調査による対象者の把握とスクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等を行います。	学校教育課
要保護児童対策地域協議会 (再掲)	虐待相談、ケース検討、問題を抱える家庭への効果的な支援など、関係機関との連携による子どもを守る地域ネットワークを活用して問題解決を図ります。	子ども課
子育て世帯訪問支援事業 (再掲)	家事・子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯を訪問支援員が訪問し、家事や育児等の支援を行います。	子ども課

1-5 こども・若者の安全を守る取組

こども・若者が地域の中で健やかに成長し、暮らしていくことができるよう、犯罪や交通事故、SNSトラブルなどから守るための取組を推進します。

1. こども・若者の自殺対策

こども・若者の心の健康づくりを推進するとともに、生きづらさを抱えるこども・若者が相談しやすい環境を整備し、それぞれの現状に応じた支援機関につなげていきます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
うおぬま健康ダイヤル 24	24 時間年中無休の通話料・相談料無料の電話健康相談です。	健康増進課
こころの健康づくり推進事業	ゲートキーパー養成講座、自殺危機初期介入スキルワークショップ、精神保健福祉相談会、メンタルヘルスに関する講座の開催や相談先の周知活動等を行います。	健康増進課

2. 犯罪などからこども・若者を守るための環境整備

こども・若者を犯罪被害や交通事故から守るため、地域における見守り活動を実施するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した安全で生活しやすい環境づくりを進めます。また、メディアとの上手なつきあい方を、児童・生徒、家庭が主体的に考えられるよう支援します。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
通学路の安全体制整備	スクールガードやこども見守り隊による登校時の見守りを行います。	学校教育課
防災教育	こどもの発達段階に応じて災害がもたらす危険の予測及び回避方法等を学び、避難訓練、防災訓練等を行います。	学校教育課
交通安全対策事業	保育園や小学校で交通安全教室や自転車教室を行います。	生活環境課
メディアリテラシー教育	SNS の正しい使い方等指導や様々な情報の中から真偽を見極める力を養います。	学校教育課

基本方針2 安心してこどもを産み育てることができる環境づくり

こどもの誕生前から幼児期まで

2-1 切れ目のない保健・医療の確保

安心してこどもを産み、こどもの健やかな成長とともに子育ての喜びを感じていけるよう、妊娠・出産・子育て期を通じて切れ目のない相談支援と保健指導、健康診断などを行い、親子の健康の増進を図ります。

1. 妊娠期からの疾病予防と健康増進

母子保健や子育て支援に携わる関係者が連携を図りながら、不妊に関する悩みや妊娠期の健康管理、産後ケアなど、妊産婦や子育て家庭の状況に応じた支援を行います。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
不妊・不育治療費助成事業	不妊・不育症治療に要する費用の一部を助成しています。	子ども課
妊産婦医療費助成事業	妊娠を届け出た日から出産した翌月末までに受診した医療費のうち、自費分（保険適用外）、保険給付、付加給付等を控除した後の費用を助成します。	子ども課
妊産婦健診助成事業	妊娠届出時に、妊婦一般健康診査受診票を発行し、出産予定日まで14回分と出産予定日を過ぎて出産まで受診できる15、16回分及び40週以降に実施するNST・超音波検査費用の助成をします。 産後健診についても、産後2週間、産後1か月費用も助成します。	子ども課
産後ケア事業	出産後の心身の回復や育児に不安をお持ちのお母さんが利用できるサービスで、費用の一部を助成しています。 【宿泊型、日帰り型】委託医療機関に宿泊又は日帰りで休養や育児指導を受けることができます。 【訪問型】助産師の訪問による授乳指導やお母さんの体調管理についての相談、乳房ケアを受けることができます。	子ども課
歯科保健事業（妊娠期）	妊娠届のあった者への歯科受診券の交付及びパパママ準備教室などで妊娠中の口腔衛生の大切さの普及をします。	健康増進課
子育て世帯訪問支援事業（再掲）	家事・子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯を訪問支援員が訪問し、家事や育児等の支援を行います。	子ども課
養育支援訪問事業（再掲）	養育を支援することが特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等が連携し、必要な支援を行います。	子ども課

2. こどもの疾病予防と健康増進

こどもが心身ともに健康に育ち、元気よく成長できるよう、乳幼児の健康診査や予防接種、保健教育などを実施します。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
新生児聴覚検査	赤ちゃんが入院中に実施する聞こえに関する検査の費用を助成します。	子ども課
先天性股関節脱臼検診	先天性股関節脱臼の早期発見のため、4か月児を対象に、エコー検査を実施します。	子ども課
乳幼児健診事業	・4か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象に、お子さんの成長発達の確認や、育児に関する相談を行います。 ・1か月児、9～10か月児を対象に、医療機関で受けた健診の費用を助成します。	子ども課
離乳食教室、幼児食教室	3か月頃、7か月頃、9か月頃のお子さんの養育者を対象に、離乳食の進め方や幼児食講話と調理体験、保育園給食の紹介、個別相談を行います。	子ども課
1歳よちよち教室	1歳間近のお子さんを対象に、親子遊びの紹介、むし歯予防と仕上げみがきについての講話や実技を行います。	子ども課
予防接種事業	各種予防接種の実施（定期接種(市が費用負担)及び任意接種(市が費用の一部を助成)します。	健康増進課
歯科保健事業（再掲）	幼児フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口等を行います。	健康増進課

3. 子育て家庭の相談支援

こどもの誕生前から幼児期まで切れ目のない相談支援体制を整え、妊娠、出産、子育てについての正しい知識の啓発に努めるとともに、精神的な負担の軽減を図ります。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
妊産婦、新生児訪問事業	生後28日頃までに助産師又は保健師が家庭訪問し、赤ちゃんの発育や栄養、育児の仕方、お母さんの健康などの相談に応じます。	子ども課
乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	生後4か月頃までの赤ちゃんのお宅を保健師が訪問し、子育てに関する市の制度の紹介や相談に応じます。	子ども課
妊婦等包括相談支援事業	妊婦及びその配偶者等に対して面談や情報提供、相談などを行い、妊婦及びその家族の心身の状況や環境を把握し、母子保健や子育てに関する支援を行います。	子ども課
こども家庭センター	妊娠、出産、子育ての総合相談窓口です。妊娠期から子育てにわたる切れ目のない一体的な相談や支援を行います。	子ども課

2-2 多様な遊びや体験活動の推進

こどもは多様な遊びや体験、交流を通して、協調性や社会性などたくましく生きる力を身につけていきます。

児童館や公園、図書館など、地域のこどもたちの遊びや体験の拠点の環境整備に努めます。

1. 親子の愛着形成と遊び場の提供

こどもが健やかに成長し、元気に生き抜く力を育てていくための土台は、乳幼児期からの愛着形成と豊かな遊び、体験です。親子で一緒に楽しく遊べる機会を提供します。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
親子ふれあいひろば	未就学のお子さんと保護者が気軽に遊べる自由開放スペースです。 【実施施設】子育て支援センター、堀之内なかよし保育園、すもんこども園	子ども課
子育ての駅かたつき	こどもたちが自由に遊べる屋内遊戯施設です。毎月楽しいイベントを開催しています。施設の安全確保に努めるとともに、利用しやすい施設の整備・更新に努めます。	子ども課
園開放	就園前のこどもたちが園で遊んだり、保護者同士が交流したり情報交換などの保育園開放を行っています。	子ども課
親子運動教室	乳幼児のすこやかな成長を促すためのお話と簡単な運動を行います。	子ども課
公園施設整備事業	公園施設の安全確保に努めるとともに、利用しやすい施設の整備・更新に努めます。	都市整備課
子育て関連施設整備事業	こども・子育て支援機能強化にかかる施設整備と子育て関連施設の環境改善に努めます。	関係する課

2. 本に親しむ機会の提供

こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで不可欠なものです。こどもの発達段階に応じた本との出会いの場の提供や読書に親しむことができる機会と環境の充実を図ります。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
図書館事業 「ブックスタート」	市内在住の10ヵ月児にブックスタートパック（絵本2冊、コットンバッグ等）をプレゼントします。	生涯学習課
図書館事業 「絵本の読み聞かせ」	小学生、乳幼児を対象とした読み聞かせや手遊び等を行います。	生涯学習課

2-3 教育・保育の充実と質の向上

保護者が安心してこどもを預け、こどもが安心して学ぶことのできる質の高い教育・保育の推進を図るため、第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画と連携して教育・保育環境の整備、家庭・地域の連携強化等に取り組みます。

1. 多様な保育事業の推進

多様化する保育ニーズに応える様々な保育事業を推進します。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
利用者支援事業	こどもや保護者からの相談や利用に必要な情報提供、助言を行い、関係機関と連絡調整を行います。	子ども課
一時預かり事業	保護者の社会参加や病気、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的にこどもを預かります。	子ども課
病児・病後児保育事業	病気にかかっているこどもや回復しつつあるこどもを医療機関で一時的に預かります。	子ども課
延長保育事業	就労形態の多様化や長時間通勤に対応するため、通常保育時間を超えて保育を行います。	子ども課
乳児等通園支援事業	保護者の就労要件に関係なく、月一定時間内で0歳6か月～2歳の未就園児を保育園で預かります。	子ども課

2. 教育・保育の質の向上

こどもの発達段階に応じた教育・保育を受けることができるよう、質の向上に努めます。

また、こどもを就学前の教育・保育から小学校入学に円滑につなげるため関係者間の連携強化に取り組みます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
教育・保育の質の向上及び職員の資質向上	各種研修会への保育士の参加等を通して、職員の資質並びに教育・保育の質の向上に取り組みます。保育士等の専門性及び資質の維持・向上を目指します。	子ども課
幼保小連携かけはしプログラム	園から小学校へ切れ目なく移行できるよう、架け橋期のカリキュラムの実施と見直し、家庭・地域への周知、遊びのとびらの運営推進、職員研修を実施します。	学校教育課
教育・保育施設整備事業	安全・安心な子育て環境を整えるため、保育園・幼稚園・認定こども園への機能強化や環境改善等、必要に応じた施設整備や環境整備等を、国県の補助等を活用し、計画的・継続的に実施します。	子ども課

基本方針3 こどもの健やかな成長への支援

学童期・思春期

3-1 教育環境の充実

全てのこどもに学びの機会を確保し、安心して過ごし学ぶことのできる教育環境づくりを進めます。

こども自身の主体的な学びを尊重した学習カリキュラムの充実を進めるとともに、こどもと関わる教職員の資質向上に取り組みます。

1. 豊かな学びときめ細かな教育の推進

家庭環境や経済的状況にかかわらず、全てのこどもたちが教育を通して自ら学び、知識や教養を身につける喜びを経験することができるよう、学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む学校づくりに取り組みます。また、ICT教育の推進に向けた整備を行い、ICT環境を活用した授業支援と学校施設の環境整備に取り組みます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
教育支援事業	学習補助員の配置等を行い、こどもが主体となる授業づくりのための体制整備をします。	学校教育課
魅力ある学校づくり推進事業	児童生徒の主体性と自立性を育む魅力ある学校づくりを推進します。	学校教育課
総合学習支援事業	ふるさとへの誇りと愛着を育む地域の人財や資源を活用した授業を実施します。	学校教育課
グローバル*人材育成事業	外国語教育や国際交流を通じた人材育成や英語検定料補助をします。	学校教育課
ICT機器整備・情報教育推進事業	情報モラルを含む情報活用能力の育成・1人1台端末・デジタル教科書の活用を行います。	学校教育課
特別支援教育推進事業	インクルーシブ教育の推進、就学相談、教育支援委員会の開催などを行います。	学校教育課

*グローバル：地球規模（グローバル）と地域的な（ローカル）を組み合わせた造語。地球規模の視点で物事を考え、地域で行動すること。

2. 地域に開かれた学校づくり

地域に愛着を持った人間性豊かでたくましいこどもを育てるため、学校と地域とのつながりを強化し、他者との関わりの促進と豊かな人間関係の構築を図ります。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
コミュニティスクール推進事業	地域に開かれた学校を目指した学校運営協議会の運営をします。	学校教育課
地域学校協働活動	地域と学校が協働して実施する様々な活動や行事を支援します。また、幅広い層の地域ボランティアや団体の活動を支援します。	生涯学習課
中学校部活動の地域展開	地域と学校の連携の下、生徒がスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりをすすめます。	学校教育課

3. 望ましい生活習慣の形成

こどもが将来にわたって健康で元気よく生きていく力を身につけるための土台となる、望ましい生活習慣の形成を支援します。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
食育	学校給食を通して食事についての正しい理解を深め、健全な食生活を営む判断力や望ましい食習慣を養います。	学校教育課
メディアリテラシー教育 (再掲)	様々な情報の中から必要な情報を見極め、知識として活用できる力を養います。	学校教育課
基本健診事業	16歳～39歳が対象、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査及び保健相談を行います。	健康増進課
保健対策事業	健康づくりに関する健康教室や講座及び個別相談を行います。	健康増進課

3-2 人間性・社会性を育む体験活動の推進

魚沼市の恵まれた自然環境を活用し、こどもの人間性や社会性を育み、未来の可能性を広げることにつながる体験の機会を提供します。

1. 体験・交流の機会の提供

こどもが様々な体験を通して自身の新たな可能性を見出し、他者への思いやりや協調性など社会で生きていく力を身につけて、健やかに成長していくことを支援します。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
わくわくキッズ	季節に応じた様々な自然体験学習を行います。	生涯学習課
公民館事業	公民館の管理運営と各種公民館講座を実施します。	生涯学習課
総合学習支援事業 (再掲)	職業体験、文化芸術体験、郷土芸能、稲作体験、キャリア教育、防災教育、環境学習を行います。	学校教育課

2. 芸術・文化活動の促進

様々な芸術・文化に触れる機会を充実させるとともに、ふるさと伝統文化を継承し活用するために、こどもたちの地域文化活動への参加を促進します。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
文化芸術体験	総合学習の場を活用して伝統芸能の継承を行います。また、各種公演や楽器体験など様々な芸術、文化に触れる機会を提供し、地域文化活動への参加を促進します。	学校教育課 生涯学習課
図書館事業	各種図書資料の貸出やイベントの開催などにより、文化活動を促進し、地域交流・学習支援の場を提供します。	生涯学習課

3. スポーツ活動の推進

こどもたちの体力向上と生涯にわたる運動習慣の礎とするため、スポーツへの関心を高め、体を動かすことの楽しさや喜びを味わうことができる環境づくりをすすめます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
市民スポーツ普及事業	小中学生スキーリフトシーズン券購入費補助等を行います。	生涯学習課
競技スポーツ支援事業	高位大会出場者に激励金を交付します。	生涯学習課

3-3 こどもの居場所づくり

地域のつながりの希薄化、少子化の進展など環境の変化により、かつてはこどもの居場所となり得た空き地や公園など、こどもが自由に遊び、過ごせる場は減少し、結果として駄菓子屋や商店などのこどもの居場所となっていた場も減少しています。

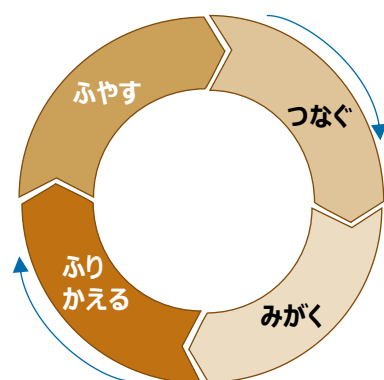
また、いじめ重大事態の発生件数の増加、自殺するこども・若者の数の増加など、こども・若者を取り巻く状況が厳しくなるなか、「とりわけ厳しい環境で育つこども・若者は、居場所を持ちにくく、失いやすいと考えられることから、こうした喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくることで、こどもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要がある」として、令和5(2023)年12月、「こどもの居場所づくりに関する指針」が策定されました。

こどもの居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点

各視点に共通する事項

- ① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所
- ② こどもの権利の擁護
- ③ 官民の連携・協働

こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

こども家庭庁「こどもの居場所づくりに関する指針の概要」より抜粋

ふやす ～多様なこどもの居場所がつけられる～

- ・地域のすでに居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持っているか等実態を把握する。
- ・学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・災害時においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

つなぐ ～こどもが居場所につながる～

- ・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけれ、選びやすくする。
- ・こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

みかく ～こどもにとって、よりよい居場所となる～

- ・こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・こども・若者が居場所づくりに参画し、ともに居場所づくりを進める。
- ・どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・職場の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

ふりかえる ～こどもの居場所づくりを検証する～

- ・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。

1. 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの事業量については「第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画」で目標を設け、量の確保と保育の質の向上に取り組んでいます。

放課後子ども教室については、現在は実施していません。国の「放課後児童対策パッケージ2025」を踏まえ、コミュニティスクールのしくみを活用し、学校と地域の実情に合った放課後児童対策を検討していきます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
放課後児童クラブ	就労等により昼間保護者が家庭にいない児童について、放課後や土曜日、長期休暇時に預かり、適切な遊びや生活の場を提供します。施設の安全確保に努めるとともに、利用しやすい施設の整備・更新に努めます。	子ども課

2. こどもの居場所づくりの推進

子ども自身が有する権利が守られ、それぞれの個性に応じて自分らしく過ごすことができ、人間関係の形成や学習支援の場ともなりうるような、安心できる場所の提供に取り組めます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
適応指導教室	校内及び教育センター内に「適応指導教室」を設置しています。 設置場所：各学校及び教育センター内「フラワールーム」	学校教育課
公民館事業（再掲）	公民館の管理運営と各種公民館講座を実施します。	生涯学習課
図書館事業（再掲）	各種図書資料の貸出やイベントの開催などにより、文化活動を促進し、地域交流・学習支援の場を提供します。	生涯学習課
多様な居場所づくりの推進	学校でも家庭でもないサードプレイスとなるような居場所を検討します。	関係する課

3-4 いじめ防止と不登校の子どもへの支援

学校は子どもにとって、同世代の友だちとともに新しいことを学んだり、遊んだりしながら成長していくことができる場所であるはずです。全ての子どもが笑顔で登校することができるよう、課題を抱える子どもへの支援に取り組みます。

1. いじめ防止の取組

子どもの心身に苦痛を与えるいじめは、学習や成長の機会を奪うだけでなく、楽しい思い出の代わりに深い傷を残すため、成長した後においても様々な生きづらさにつながる可能性があります。互いの人権を尊重しあう豊かな心を育てる教育を推進するとともに、いじめ防止、早期発見・早期解決に取り組みます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
不登校・いじめ問題対策事業	各学校における「いじめ見逃しゼロスクール集会」等の活動を通して他者への思いやりの心を育みます。	学校教育課

2. 不登校の子どもへの支援

令和5（2023）年度の小・中学校における不登校児童生徒数は約34.6万人で、11年連続で増加し、過去最多となっていることから、文部科学省では「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLOプラン）を取りまとめています。

心の小さなSOSを見逃さない取組を各学校で行います。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
スクールカウンセラーの活用・スクールソーシャルワーカーの配置	スクールカウンセラーによる面談のほか、スクールソーシャルワーカーによる家族を含めた支援を行います。	学校教育課
適応指導教室（再掲）	教室に入れない子どもたちの居場所となる校内適応指導教室及び校外適応指導教室です。	学校教育課
相談環境の整備	教育センターでの相談事業（スクールソーシャルワーカーによる面談、心の相談室）を行います。	学校教育課
ICTを活用した学習支援	1人1台端末を活用したりリモートでの授業参加を支援します。	学校教育課

基本方針4 若者の成長と活躍への支援

青年期

4-1 困難を抱える若者やその家族への支援

不安や悩みを抱える若者やその家族が社会から孤立することがないように、相談しやすい環境を整備し、支援機関や団体と連携しながら、それぞれの状況に応じた支援を行います。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
ひきこもり支援事業	ひきこもり支援講演会、ひきこもり支援者研修会、ひきこもり家族の座談会、ひきこもり相談支援員による訪問支援等を行います。	健康増進課
居場所「ちよびん」	ひきこもりがちな方が同じ悩みを持つ仲間と気軽に集い、話し合える居場所です。	福祉支援課
ピアサポ	毎回テーマを決めて、そのテーマに沿って学び合い、語り合うことで、人や社会とのつながりを紡ぐ居場所です。	福祉支援課
ぴあさぽ	学び場ピアサポの対象を女性に限定しています。	福祉支援課
zero ジョブ	内職などの軽作業をしながら、生活リズムを整え、就職する準備を支援します。	福祉支援課

4-2 若者の成長を支える支援

社会の中で、自分らしくいきいきと活躍するために学び、がんばる若者の成長を支援します。

1. 高等教育の修学支援

家庭の経済状況に関わらず、全ての若者の将来の夢に挑戦をすることができるよう、学業意欲の高い若者の進学を支援します。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
ふるさと回帰育英奨学金	学業意欲が高く、卒業後魚沼市に居住する意思がある学生に育英奨学金を貸与します。 ※条件を満たした場合に、育英奨学金の返還を免除	学校教育課
奨学金貸与（再掲）	学ぶ意欲があり経済的な事情を抱える学生を支援します。	学校教育課
修学資金制度（再掲）	医師、保健師、助産師又は看護師を目指す学生に、修学資金を貸与します。	健康増進課
学生応援事業	特産品等の発送により学生生活を応援します。	地域創生課

2. 生涯学習の機会の提供

生涯にわたり学びつづける気運を醸成するとともに、生涯学習の機会を提供します。若者が学んだことを生かして様々な分野で活躍したり、生涯学習の活動を通じて地域の中で自発的・主体的にまちづくりに取り組んだりできるよう、環境を整備します。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
公民館事業（再掲）	公民館の管理運営と各種公民館講座を実施します。	生涯学習課
図書館事業（再掲）	各種図書資料の貸出やイベントの開催などにより、文化活動を促進し、地域交流・学習支援の場を提供します。	生涯学習課

4-3 次世代を担う若者への支援

若者が安定した就労と生活を確保し、地域の中でその個性と能力を発揮して未来を描くことができるよう支援します。

1. 若者の定住促進

若者が、住みたい、暮らし続けたいと思うまちづくりを推進するとともに、魚沼市に定住を希望する若者への支援を行います。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
ふるさと定住就職奨励金	市外に1年以上住んでいたUIターン者、又は新卒者で、市内事業所に正社員として就職又は市内で開業し、6か月継続して勤めている人に20万円の奨励金を交付します。	商工課
定住促進奨学金返還支援補助金	市内事業所に正社員として就職した人と、市内で新たに個人事業を行う人に、返済した奨学金元金の半額を最大5年分補助します。	商工課
ふるさと定住就職者家賃補助	UIターンして市内の民間賃貸住宅に住み、市内事業所に正社員として就職又は個人事業を開業した人に、家賃の半額と、入居時の初期費用の一部を2年間（24か月間）補助します。	商工課
移住定住促進事業	魚沼市への定住を希望する若者に向け、情報発信と移住体験、住まい・仕事・子育ての支援を行い、円滑な定住につなげます。	地域創生課
住宅リフォーム事業	住宅リフォームの費用の一部を支援します。	都市整備課

2. 若者の就労支援

若者が安心して経済的に自立した生活を送ることができるよう、魅力ある雇用の創出や就労・起業支援に取り組みます。

★ 主な事業

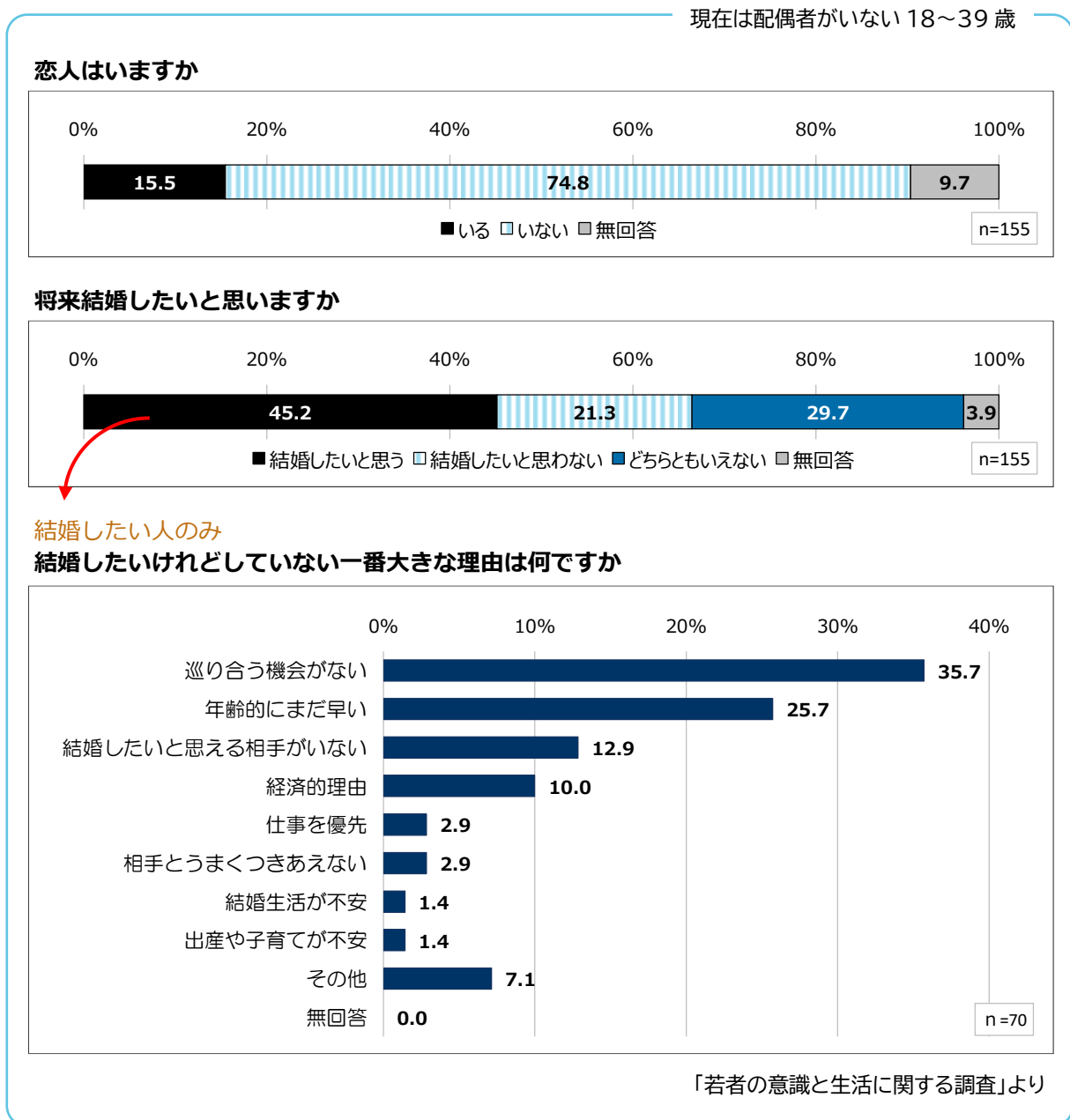
事業名	内容	担当課
新規創業支援事業補助金	市内で新たに創業する人を対象とした伴走型の支援制度です。専門家による創業塾や個別指導を通して創業計画書の作成を支援し、事業開始に必要な経費の一部を補助します。	商工課
農業次世代人材投資資金	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修期間（2年以内）及び就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付します。（いずれも年間最大150万円）	農政課
UIJターン新規雇用支援事業	UIJターン者を新たに正規雇用する農業法人等に対し、正規雇用者1人につき、月額3万円（3年間）を助成します。	農政課
新規就農者支援事業	農業の新たな担い手（新規就農者）に対し、営農活動及び技術習得、家賃等に係る費用の一部を助成します。 <ul style="list-style-type: none"> ・営農支援…補助率10/10以内（上限30万円） ・技術習得支援…補助率1/2以内（上限15万円） ・家賃支援…10/10以内（月額上限：空き家5万円、公営住宅等2万円、民間賃貸住宅5万円） 	農政課
（障がい、介護）福祉人材就職支援金事業	市内事業所に就職する人に対して就職支援金を交付します。	福祉支援課 介護福祉課
（障がい福祉、介護）資格取得促進支援金	市内事業所に勤務する人で、障がいサービスに必要な資格を取得した場合に支援金を交付します。	福祉支援課 介護福祉課
（障がい福祉、介護）職員キャリアパス支援事業	市内事業所に勤務する人又は就職を希望する人に資格取得のための費用を助成します。	福祉支援課 介護福祉課
（障がい・介護）福祉人材奨学金返還支援事業	市内事業所に勤務する人で、就学時に奨学金を借入れた人に返還額の一部を助成します。	福祉支援課 介護福祉課

4-4 結婚を希望する若者への支援

生涯未婚率が大きく上昇するなか、若者の結婚活動を支援するとともに、結婚を希望する若者たちが新たな生活を始めるための環境整備を図ります。

1. 出会いの機会の創出

結婚はしたいけれど「巡り合う機会がない」ために結婚していない未婚の若者が3割以上となっていることから、結婚を希望する若者たちの出会いの機会の創出を図ります。



★ 主な事業

事業名	内容	担当課
出会いの場創出支援事業補助金	結婚を望む男女の出会いの場の提供を目的とした婚活イベント等を実施する団体に対して、事業費の一部を補助します。	地域創生課
結婚活動支援補助金	結婚を希望する方の結婚活動を支援するため、新潟県婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」等の入会登録料を補助します。	地域創生課

2. 新たな生活への支援

結婚し、魚沼市で新たな生活を始めようとする若者が住居を持ち、安心して暮らしていくための支援を行います。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
新婚新生活支援補助金	新婚世帯の住居費や引越費用等に対して補助します。	地域創生課

基本方針5 こどもを育む家庭への支援

子育て当事者

5-1 子育てに関する経済的支援

「こどもの生活実態調査」では、小学5年生・中学2年生の保護者の約3割が、子育てに関する悩みや不安として「経済的なこと」をあげています。

子育て世帯が感じる経済的な負担感だけでなく、それに伴う精神的な負担感を和らげるため、経済的支援を行います。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
児童手当	18歳到達後の3月31日までのこどもを養育している方に児童手当を支給します。	子ども課
子ども医療費助成事業	18歳到達後の3月31日までのこどもの医療費の保険診療にかかる自己負担額を全額助成します。	子ども課
未熟児養育医療費助成事業	からだの発育が未熟のまま生まれた新生児で、指定されている医療機関で入院養育が必要な場合、医療費の助成をします。	子ども課
すこやか子育て応援給付金	魚沼市での子育てを応援するため、出生した子の父又は母に給付金を支給します。 第1子10万円、第2子15万円、第3子20万円。	子ども課
幼児教育・保育の無償化（再掲）	幼稚園、保育園、認定こども園等に入園している全てのこどもたちの利用料を無償化しています。	子ども課

5-2 地域における子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

1. 地域子育て支援

子育て支援センターぱびぷをはじめ、地域における様々な子育て支援機関や団体と連携し、ライフステージに応じた情報と支援を提供するとともに相談しやすい環境づくりも進めます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター等で、親子の交流や育児相談、子育てサークル活動の支援を行います。	子ども課
利用者支援事業（再掲）	子どもや保護者からの相談や利用に必要な情報提供、助言を行い、関係機関と連絡調整を行います。	子ども課
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織で、子育てしている人を支援します。	子ども課
病児・病後児保育事業（再掲）	病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関で一時的に預かります。	子ども課

2. 家庭教育支援

家庭において、養育者がこどもの生活習慣や自立心などを育む教育を行えるよう、関係機関と連携して家庭教育の支援に取り組みます。

主な事業

事業名	内容	担当課
家庭教育支援ルーム（はぐルーム）	家庭が抱えがちな子育ての悩みを持つ保護者のための話ができる場です。（小出小拠点・市内全域を支援の対象）	生涯学習課
学校・家庭・地域の連携事業	うおぬま子ども育み講座や子育てセミナー等を行います。また、家庭教育支援活動を行う団体を支援します。	生涯学習課

5-3 共働き・共育ての推進

性別にかかわらず、誰もが子育てと仕事を両立できる環境づくりや、男性の家事・育児への参画促進に取り組みます。

1. 子育てと仕事の両立支援

共働き世帯が増加するなか、多様化する保育ニーズに対応できる保育サービスの提供に努めるとともに、仕事と子育てが両立できるよう、働き方の見直しに向けた意識啓発や企業への啓発を行います。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業 (再掲)	育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織で、子育てしている人を支援します。	子ども課
働きやすい職場環境づくりの 推進	市内事業者が、従業員が働きやすい環境を整備するための費用を支援します。	商工課

2. 共育ての推進

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、男性の子育て等への関わりを促進する各種教室事業を充実します。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
パパママ準備教室	妊婦及びパパになる方に、制度の紹介、栄養講話、マタニティリラクゼーション体験、妊婦疑似体験、座談会を行います。	子ども課
男性の育児休業取得促進 奨励金	市内の事業所が男性労働者に育児休業を取得させた場合及び市内の男性労働者が育児休業を取得した場合に事業主及び男性労働者に対して奨励金を交付します。	企画政策課

5-4 ひとり親家庭への支援

子育てと仕事・家事を一人で行うひとり親家庭が、安心して生活できるよう、ニーズに応じた就業支援や子育て支援など、一人ひとりの状況にあった支援サービスの提供に努めます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
児童扶養手当給付事業	両親の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童の健やかな成長のため、生活の安定と自立促進を目的として支給する手当です。	子ども課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の父又は母及びその児童（18歳到達後の3月31日まで）の保険適用分医療費に対して助成します。	子ども課
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の父又は母が、資格取得のため、養成機関で修業した際に修業期間の生活費を支給します。	子ども課
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父又は母が、就業に結びつくと考えられる教育訓練講座を受講し修了した場合に受講費の一部を助成します。	子ども課
放課後児童クラブ負担金の軽減	ひとり親世帯の放課後児童クラブ負担金を軽減します。	子ども課
就学援助制度（再掲）	経済的に困りの家庭に、小・中学校でかかる経費のうち、学用品や給食費などの一部を助成します。	学校教育課
軽度生活援助（除雪援助）事業	自力で家屋の除雪が困難なひとり親世帯に対して、屋根雪等の除雪費用の援助を行います。（※条件を満たした場合）	介護福祉課

5-5 障がいのあるこどもの家庭への支援

障がいのあるこどもの家庭が、安心して生活できるよう一人ひとりの状況にあった支援サービスの提供とケアに努めます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
特別児童扶養手当（再掲）	20歳未満の障がいを有する児童を家庭で養育する父母等に支給します。	福祉支援課
障害児福祉手当（再掲）	20歳未満の重度障がい児で、常時介護が必要な在宅の方に支給します。	福祉支援課
障害児通所等給付事業（再掲）	児童福祉法に基づく放課後デイサービス、児童発達支援等の給付を行います。	福祉支援課
重度心身障害者医療費助成事業	身体障害者手帳 1～3級、療育手帳 A 又は精神障害者保健福祉手帳 1級の交付を受けている人の保険適用分医療費に対して助成します。	福祉支援課
障がい者基幹相談支援センター（再掲）	障がいのある方やその家族、支援者の総合相談窓口です。	福祉支援課

基本方針6 こども・子育てを支えるまちづくり

地域社会

6-1 子育て支援のネットワークづくり

子育てしている保護者がつながり、こども同士がつながり、さらにこども食堂や子育てサークル、関係機関が連携して、地域における子育て支援の輪（ネットワーク）が広がるような取組を進めます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
子育てサークルの活動支援	サークルの自主活動への子育てサポーターの派遣や、学習会等への講師の派遣など、自主的に活動する子育てサークルを支援しています。	子ども課
コミュニティスクール	保護者・地域・学校が共通の目標やビジョンを持ち、特色ある学校及び地域づくりを推進します。	学校教育課 生涯学習課 地域創生課
民生委員児童委員協議会	見守り支援を通じて、地域と行政とをつなぐパイプライン役を担います。	福祉支援課

6-2 子育てを支える地域人材の育成

地域共生社会の実現に向けて、地域全体でこどもを育て、子育て家庭を支えるという意識や気運の醸成を図ります。

身近な場所でこどもや子育て家庭を応援する地域のボランティアや支援者の確保に努め、地域における子育て支援の輪の拡充と子育て支援に向けた人材育成を進めます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
ファミリー・サポート・センター提供会員研修会	提供会員の育児スキル向上のために研修を行い、支援体制の充実を図ります。	子ども課
発達支援コーディネーター養成研修会	発達障がい児等の支援の専門性を向上させるため、発達障がい児支援のリーダー的役割を担う発達支援コーディネーターを養成します。	子ども課

第5章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

本計画を推進していくためには、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要なことから、家庭をはじめ、教育・保育施設、学校、その他福祉施設や支援団体、地域、企業等との連携・協働により取り組んでいきます。

(1) 庁内の推進体制

本計画で位置づけた取組は、こども・若者・子育ての分野だけではなく、福祉、教育、保健・医療、雇用など、幅広い分野にわたるものです。

施策を効果的に進めるためにも、庁内の関係部局と施策の進捗状況等を共有し、相互に連携・協力します。

(2) 子ども・子育て会議

こどもの保護者、子育て支援事業（幼稚園・保育園等）の従事者、学識経験者、関係団体、公募委員で構成されている「魚沼市子ども・子育て会議」において、本市の子育て施策の改善と一層の充実を図るため、計画の進捗確認や子育て支援全般について調査・審議を行います。

(3) 市民や企業等との連携

こども・若者への支援施策を効果的に進めるには、こども・若者が成長する中で関わりを持つ家庭、学校、その他様々な地域コミュニティや団体、企業等、幅広い主体の力が不可欠です。そのような主体との情報共有や連携を積極的に図ることにより、こども・若者、子育て支援の活動や取組を広く市民と共有し、協働による計画推進に努めます。

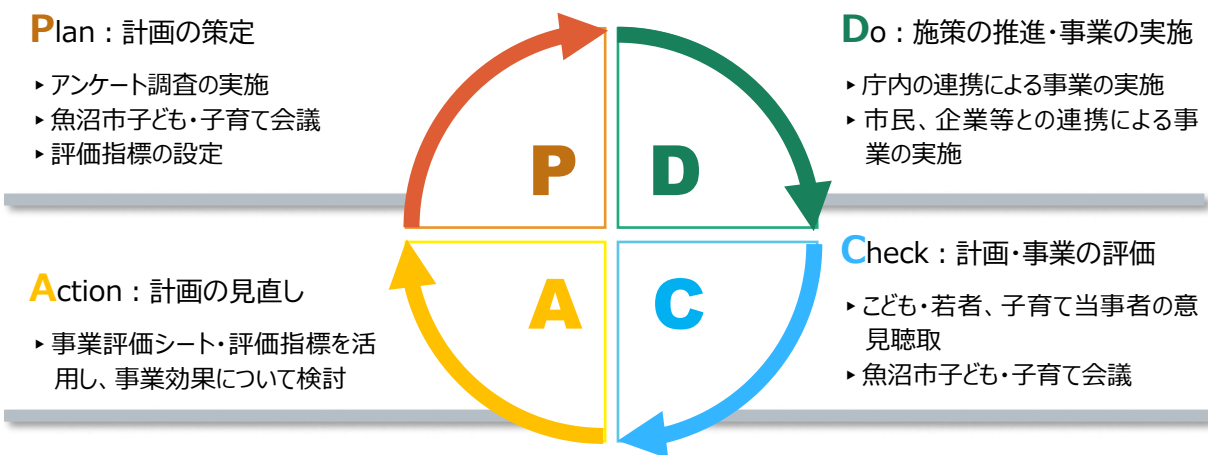
(4) 国や県などとの連携

市民に最も身近な行政機関である市は、こどもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力を要請しつつ計画を推進します。

2 計画の進捗管理と評価

本計画に位置づけた取組を効果的に推進するため、PDCA サイクルに基づいて事業の進捗状況を点検・評価し、スパイラルアップを図ります。

これまで「子ども・子育て支援事業計画」において実施していた事業の実施状況や成果指標による点検・評価のほか、PDCA サイクルの中で子ども・若者、子育て当事者の意見聴取を行い、事業の推進に反映していきます。



3 こども・子育て支援事業債の活用

こども・子育て支援事業債は、令和6(2024)年度にこども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善(ハード)を速やかに実施できるよう創設されました。

本計画におけるこども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善(ハード)の推進にあたっては、こども・子育て支援事業債の活用を検討します。

資料編

1 魚沼市子ども・子育て会議

(1) 構成

(任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日)

委員	役職	氏名	団体・機関等	所属
子どもの保護者		松永 優	保育園等保護者会	なかよし保育園保護者会
		山之内 真	小学校保護者会	広神地区小学校PTA
		佐藤 達也	中学校保護者会	魚沼北中学校PTA
学識経験者	会長	葦澤 毅夫	魚沼市教育振興会	小出小学校
	副会長	目黒 和男	主任児童委員	民生委員児童委員協議会
子育て支援事業従事者		山本 都子	私立保育園	小出保育園
		清水 明次	私立保育園	清心保育園
		貝瀬 英昭	私立保育園	第二たんぼぼ保育園 (～令和8年1月31日)
		橋 かおり	私立保育園	第二たんぼぼ保育園 (令和8年2月1日～)
		羽鳥 敦子	私立幼稚園	めぐみ幼稚園
		富永 恵	公立保育園	すもんこども園
		椿 広美	学童保育	小出北部つくしクラブ
関係団体		星 敏夫	社会福祉団体	魚沼市社会福祉協議会
		田中 秀	魚沼市商工会連絡協議会	魚沼市商工会青年部
		茂野 悦子	子どもに関する支援を行う民間団体	NPO 法人 魚沼交流ネットワーク
公募委員		横山 京子		
		熊谷 美峰		
		梅井 雅行		

(2) 魚沼市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 4 日

条例第 40 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、魚沼市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議の所掌事務は、次のとおりとし、市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 市が実施する児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)その他の子ども(法第 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。以下同じ。)に関する法律による施策に関すること。
- (3) こども基本法(令和 4 年法律第 77 号)第 10 条第 2 項に規定する市町村こども計画の策定及び推進に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関すること。

2 会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、市長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 18 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者の中から、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育てに関し学識経験のある者
- (3) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係団体の推薦を受けた者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に定めるもののほか市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年魚沼市条例第37号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(任期の特例)

3 この条例の施行後、初めて委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

附 則(令和5年3月23日条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月25日条例第11号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 策定の経過

日付	審議内容
令和7年5月30日	令和7年度第1回魚沼市子ども・子育て会議 (1)魚沼市子ども計画（仮称）の策定に向けて (2)魚沼市子ども計画策定に向けたアンケート調査について (3)魚沼市子ども計画策定に向けたスケジュール(案)について
令和7年7月8日～ 7月31日	魚沼市子ども計画策定のためのアンケート調査実施 (1)こどもの生活実態調査 (2)若者の意識と生活に関する調査
令和7年7月30日	令和7年度第2回魚沼市子ども・子育て会議 (1)子ども・子育て支援事業計画 令和6年度事業評価シートについて (2)こどもの意見聴取について (3)魚沼市子ども計画の構成（案）について
令和7年9月～10月	魚沼市子ども計画策定のためのヒアリング調査実施 こどもの意見聴取
令和7年10月9日	令和7年度第3回魚沼市子ども・子育て会議 (1)各アンケート調査結果について (2)魚沼市子ども計画素案について
令和7年11月21日	令和7年度第4回魚沼市子ども・子育て会議 (1)こどもの意見聴取結果報告書について (2)魚沼市子ども計画素案について
令和7年12月15日	令和7年度第5回魚沼市子ども・子育て会議【書面会議】 (1)魚沼市子ども計画（案）について
令和8年1月9日～ 2月6日	魚沼市子ども計画（案）パブリックコメント実施
令和8年2月18日	令和7年度第6回魚沼市子ども・子育て会議【書面会議】 (1)魚沼市子ども・子育て会議委員の交代について (2)魚沼市子ども計画（案）パブリックコメントの結果について (3)乳児等通園支援制度（子ども誰でも通園制度）の実施及び代用計画の作成について

【 魚沼市こども計画 】

令和8年3月 策定

魚沼市教育委員会事務局 子ども課

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910 番地

TEL 025-792-9201

FAX 025-792-5600

ホームページ <https://www.city.uonuma.lg.jp>

魚沼市
こども計画

魚沼市



魚沼市公式キャラクター
うねねまっち